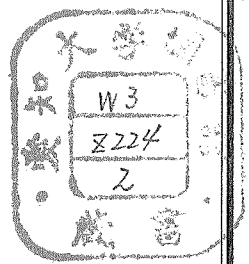


大同學院編纂

# 論叢

第二輯

滿洲行政學會發行



發行所氏寄贈

霞山會館文庫  
登錄 15年10月1日  
巻號 878/

## 序

日支事變の進展と歐洲爭亂の推移に俱ひ、東亞新秩序建設の支撐點たる我が滿洲帝國の擔へる使命は益々重きを加ふるの秋、吾人は愈々建國の精神を高揚し、民族の協和を實踐し、更に對内外各般に互る諸政の整備擴充を畫り、以て帝業翼賛に不退轉の精進を效さねばならない。

此の目的に寄與せんが爲に、我が大同學院に於ては建國聖業に殉身奉公すべき帝國中堅官吏の養成訓育に惠念すると俱に、廣く官民各層指導者の要請に應えて其の究理研鑽の資に供すべく、昨年十月教官、講師並有志各位の講義及研究論文を集録して「論叢」を創刊せるが、茲に巻を重ねて第二輯を刊行する次第である。本輯は主として學院に於ける講義を以て編纂せるも「皇道日本と王道滿洲國」及び「興亞の原動力」の二篇は、昨秋實施せる第三回中堅指導者講習會日本現地講演の速記である。固より公私御多端の

諸先生の事として、充分なる御校閲をお願いすることも出来ず、従つて或は説明不足或は章句脱漏等尠しとしないであらう。この点に就ては諸先生及讀者各位に對し切に御寛容を乞ふて熄まない次第である。

康德七年二月

編者識

論叢 第二輯

目次

皇道日本國と王道滿洲國……………	大阪商科大學教授 經濟學博士	田崎仁義……………一
興亞の原動力……………	東京帝國大學教授 文學博士	平泉澄……………元
アジア諸民族解放戰の三段展開……………		白柳秀湖……………五
東亞協同體の史觀と本質の檢討……………	山崎經濟研究所長	山崎靖純……………五
滿洲國に於ける土地制度の調査と土地法規の制定に就いて……………	民事司院長 大同學院教官	菅原達郎……………一七
移民の要素に關する諸考察……………	滿洲國立中央博物館 副館長	藤山一雄……………三〇
滿洲農村の建築……………	滿洲拓植公社 建築課長	中田武……………三三
滿洲鑛產資源の國防的意義……………	滿洲探金株式會社 理事	赤川安……………三六

西洋においてはアメリカ合衆國、これはすでにそう新しいとは申されませんが、ヨーロッパの國々から比べまして新しい國であり、西洋系統のあらゆる文化を綜合して持ち上げたと云ふ意味においてわれ／＼は大に注意してゐる國であります。

これに對して滿洲國は東洋において、東洋文化を根底と致しまして東洋人の力で、しかも西洋文化、否な世界最新の文化の種々なるものを採用綜合して組織し打ち建てたる國でありましてその意味において、西洋文化の大なる傑作としてはアメリカ合衆國をわれ／＼は見るのでありますが、東洋においてさらにそれ以上の大傑作として滿洲國をわれ／＼は完成しなければならぬと思ふのであります。

滿洲國を、人類の作り出した最大なる綜合文化の傑作品として完成することは、皆様滿洲國の方々とわれ／＼日本臣民とが、兩國民のあらゆる精神、身體種々なる力を綜合して、最高度の組合せや考案によつてはじめて出来るものであると思ふのであります。それでわれわれはすでに傑作を作りつゝあるが、同時になほ幾多の年月を費してこれに大なる仕上げを加へまして、東洋民族の力を見よ、東洋民族の道といふものはどこにあるかといふことを世界の人類に示すに足るものとして、これを世界列國環視の裡に於て仕上げなければならぬと思ふのであります。

そういう意味において、私は滿洲國が王道樂土といふ遠大なる理想のもとに建設せられたといふことについて深い感慨を催すものであります。王道樂土、いはゆる王道といふものを建國の理想として、あるひはもつと他の言葉で申しますれば王道を原理としてこの新しき滿洲國が建設せられてゐる次第であります。その王道とは何であるかに

ついてこれから暫らく申上げようと思ふのであります。同時にまた王道の滿洲國と皇道のわが日本國の關係、さらに皇道日本國、王道滿洲國といふのに對して霸道の國、民道の國といふようなものがある。其は一體如何なる意味であるかと云ふことについても説明をすることが、皇道日本と王道滿洲の關係を一層明かにする爲に必要であると思ふのであります。私の考へでは國家は國體上からこれを四つに分け、皇道國體の國、王道國體の國、霸道國體の國、民道國體の國とすることが出来るのであります。

是を東西の歴史に徴しまするに、東洋支那におきましては王道國體の時代と霸道の主義が中心になつた時代と二様の時代があります。西洋におきましては、古代に於いてはほとんど霸道をもつて國ができてをたのであります。その反動として民主國が出来、近世に至りましては多數の國が民主國になつてをるのであります。西洋においては霸道君主國にあらざれば民主國、支那においては王道の國、又は霸道の國といふものがあつたのであります。西洋の國家學或は憲法學等におきましては君主國と民主國の區別が示されてをり、支那の書物の中では王道と霸道の區別が論ぜられてありますが、皇道の國といふものはその純粹なる形においては日本にのみ存じてをたがために支那および西洋の學問上には現はれてをらなかつた譯であります。

そういうふうな譯でありますから茲には先づ簡單ながら皇道國體、王道國體、霸道國體、民道國體の四ツについてその成立において如何なる經濟ならびに社會的發展進化的過程を経て出來たかといふことを説明したいと思ひます。その説明にあたりましてまづもつて御承知を得なければならぬことは「順なる生活」と「逆なる生活」といふことの意

味であります。順と逆といふことは、これは西洋流の學問上には餘り重きを置かれてをらぬ觀がありますが、これは社會科學を研究するものにとつてもつとも大事なことであります。政治、經濟などの學問をするものに順といふこと、逆といふことを等閑に附し無視するようなことがあれば、到底成就することは困難であると信するのであります。

何を順といひ、何を逆といふか、これは詳しく申しますれば長い時間を要しますけれども、水が低きに流れるといふようなことは順なることであります。例をとつてお話ししますれば、例へばこのテーブルを作りまするに、鉋をもつて板を削る場合に、根本の方から梢の方に鉋を引けばスル／＼と滑らかに削れるのであります。その反對に梢の方から根本の方に鉋を引けば削ることができないのであります。板はいたむし、鉋は刃が損するといふような譯で、皆さんが鉛筆を一本削られても鉛筆の拵へ方が逆にできてをりますとなか／＼うまく削れない、木の根本の方から梢の方に小刀を使ふように出來てをればよく削れるのであります。時には反對の、逆に木を用ひた鉛筆がありますと小刀で削つてもうまく削れないし、また鉛筆削りの道具で削つてもうまく削れないのであります。そういうふうな譯で順と逆といふものはそういう有形のことに明らかになつて來るし、わかり易いのであります。複雑なこの社會關係、人事上のことなどにおきましては時によると人がこれを等閑に附し無視することが少くないのであります。

私はこの順と逆といふことをまづ食物について、人間の生活のもつとも大切なものとしての食物について考へて見たいと思ふのであります。大變私の議論は大雜把に進めますからいろいろ議論の餘地があらうかと思ひますけれども、皆さんはいろいろ深い素養のあられる方でありますから多分わかりにくいことはあるまいと思ふのであります。植物が土地の上に生存する。礦物、すなはち土地といふ礦物を生活資料として植物が生存するといふことはこれは當然のことである、自然のことであつてかくのごとき生活は順なる生活と私はいふのであります。土地の上に植物が生えてゐるといふことは順なることである。

然るにその植物の中にはある特殊の種類では、植物の上に植物の生えてをる場合があります。寄生木のようなものであります。同類たる植木を餌食として生活してをる植物がある。そういうものはゆる宿られる方の木は宿る木を拒絶するのであります。拒絶するに違ひない。宿る方はこの拒絶を押し切つてそこに生活をするといふような譯で宿る木と宿られる木の間に生活上の争ひがある。その争ひを強いものは押し切つて壓倒して、逆らつて生活をとげるのであります。寄生木の生活は逆の生活である。

動物について申しますと植物を生活資料として動物が生活するのは順なる生活である。これはキリスト教の創生記にそういうことが書いてありますが、青き草木を動物や人間の食糧として神が與へたといふことがありますけれども、そういうことがあるなしに拘はらず、大多數の動物は植物を資料として生活する、そういう場合に動物は反抗をうけず、拒絶せられず、格別の抵抗を感じずに生活することができるのであつてそういう生活は順なる生活である。すなはち羊や牛のようなものが草を喰べて生活するといふような生活は順なる生活である。

然るに動物にして動物を喰つて生活をするものがある。獅子や虎や豹の如き同類たる動物を殺してこれを喰べる。そういうような生活におきましては喰べられる方では逃げるか拒絶するか、とにかくあらん限りの力をつくして抵抗

をするのである。その抵抗を冒して、壓倒して抵抗に打勝つて生活するのでありまして、いはゆる逆らへた生活である。逆なる生活であります。すなはち牛や馬や羊のような動物の生活は順なる生活であります。獅子や虎や狼のやうなものゝ生活は逆なる生活といふてよいと思ふのであります。

人間におきましても、それと同様に考へることができると思ふ。人間が穀物や野菜を食糧として生活することは抵抗をうけないところの生活である。順なる生活である。然るに牛を殺し、羊を殺し、豚を殺し、又は其等の獸の乳を奪取つて生活する生活は、逆なる生活である。非常に小さい動物などで、人間が反抗を感じないやうなものであれば逆と申しても其の意味は極めて薄い。あるひは逆といはんでもよい程であるかも知れませぬが、牛とか豚とか羊といふような大きな、つねに明瞭に苦しい感情を示し、拒絶し、反抗する態度動作を現はすものを屠り殺し、之を食料として生活するといふやうな生活は、逆なる生活であるといふことができると思ふのであります。そういうやうなところに、私のこれからお話しする議論の一つの據點があるのであります。

(一)

即ち、人類の生活には穀物を食する生活と、肉類を食する生活と大體二つに分けて考へることが出来ると思ふのであります。その他に果物を喰べて生活するものも考へ得るのでありますけれども、世界の文化といふ大きな問題からいへば穀食民族、肉食民族、穀食文化、肉食文化といふ二つに分けて考へても差支へないと思ふのであります。

穀食民族といふものは食物において順なる生活をしてをるものであります。肉食民族は食物において逆なる生活をしてをるものであるといふやうなことをまづもつてお考へ置きを願ひたいと思ふのであります。それ故その穀食民族の發揮する文化はわれ／＼は穀食文化と名附けるのであります。これらの民族はこの地球上におきましていろ／＼あちこちに住んでをりますが、もつともわれ／＼に近いこのアジアについて考へますとインド、支那、滿洲、日本と、こゝにいふやうな國は穀物および野菜を常食として、主食として生活してゐる民族でありまして、これらの民族を私は穀食文化を發揮したところの民族であるといふのであります。匈奴であるとか鮮卑あるひは北狄とか西戎とかいふやうなシベリヤの方から、中央アジアの方にかけて遊牧してをる民族がありますが、彼らは主として牧獸、即ち牛や、羊や、馬のような獸の乳を搾りとつて飲み、その獸自身を屠つてこれを喰ふ生活をしてをるのであります。これらの民族は、いはゆる肉食文化に屬する民族であります。その二つの民族について比較しながらこれから考へたいと思ふのであります。

穀食民族、日本、滿洲、支那の三國、範圍の民族は、穀食文化の民族である。穀物を常食とするのでありますから農業、生産を生業として生活を送つてゐる。農業といふものは動かないところの土を基礎とする生業でありますから、これを相手にして生産する民族は動かない民族である、定住民族であります。定住でありますから、日本、滿洲、支那の民族は定住農業生活をするところの民族であります。定住生活を致しますると、親の住んだところに子が、他へ行かずに住んでゐる。その子もまたそこに住むといふことになりまから、親も子も孫も同じところに住む譯で、親子の關係がバラ／＼離れません。離れないで、家族的な集りが壊されないでそのまゝに發展するのでありますして、

家族制度といふものは、この定住農業民族にはもつとも圓滿完全に發達するのであります。

この家族制度がさらに膨脹發達しますると民族制度となり、さらにそれが膨脹しますると宗族の制度となるのであります。そういう風にもこの定住農業民族といふものは家族制度の本質をその儘にしてだん／＼と範圍を膨脹して行くのであります。そして村が出来、郡が出来、つひには國になるといふ風に發達して行くのであります。なほまた、この民族におきましては、農業を營んでをるのでありますが、農業といふものは、經驗が非常にその成功には大切なのであります。農業がうまく成功するには何年、何十年といふ經驗を積んだ人の方が成功し、よく農業ができるのであります。でありますから年の老いた人が農業においては優れた人である。年の若い人は如何に力が強からうが、喧嘩をして勝つような強い人間であらうとも、農業を行はしめれば年の老いた人には敵はないのであります。

そういう譯で農業民族においては老年の人が優れてをり、生産上において優れた力をもつといふ譯であります。自から老年の人が敬まはれるのであります。然るに家族制度の中において、老年の人と申しますれば、親か、あるひは祖父母のように、尊屬親であります。すなはち家族制度における尊屬親が、經濟上の力において優れた人であつて、尊ばれ、敬まはれる、大切にせられる人となるのであります。

家族制度において親、あるひは祖父母を敬ひ、大切にすることを名付けて孝といふのであります。親孝行、孝道といふのであります。また一般に老年の人を尊敬する。大切にすることを稱して悌といふのであります。すなはち定住農業生活をするところの家族制度内においては自づから孝悌の道が成立つのであります。「孝は百行の本」なりといふ

ようなことが、定住農業生活の家族制度の中には當然に起つて來るのであります。日本、滿洲、支那、この穀食民族の中に「孝は百行の本なり」といふことが昔から唱へられ、またそれが事實であつたのは無理もないことでもあります。その孝悌の道、殊に孝の道は現在生きてゐる人ばかりでなく、すでに亡くなつた過去の祖先に對してこれを現はす場合に、祖先崇拜となつて現はれるのであります。その祖先崇拜といふものが、定住農業生活の家族制度においては孝道のごとく非常に重要なものである。同時にまたその祖先崇拜といふものが中心になつて小さい家族よりもつと大きな民族の制度、あるひは宗族の制度といふものを結合せしめる中心の力になるのであります。そしてそれらの人々はつねに孝悌の道に基いて何事もするのであります。いはゆる家政、家の政事、家の生活といふものは孝悌に基づく、殊に孝道に基づく、さらに祖先崇拜に基いて營まれる。即ち祖先崇拜といふものが、家族生活のすべての中心になる譯であります。然るに祖先崇拜といふものを形式に具現して行ふ場合に祖先の祭となるのであります。一定の形式を以て儀禮を以て行はゞ祭であり、然らずして日常の生活として行ふのが家政であります。でありますから祖先崇拜の家族制度におきましては、祭政が一致するのであります。祭事と政事が一致するのであります。すなはちわが日本において祭政一致の國柄が出来たのも、支那の古典におきますところの『禮儀』であるとか『周禮』であるとかいふような書物、その他いはゆる「禮」といふものゝ中に現はれるところの祭を尊重する。殊に祖先の祭祀を尊重する風習、思想はそこから出て居るものであります。

かくの如くして、だん／＼と膨脹發達して、しかもその中心點が、はじめから優秀有力なる一大家族からズーと發

展膨脹して、たといそこへ他の要素が加はつても、加はつたものがそれほど大きな有力なものではない場合には、その加はつたものは同化せられ、吸収されて、みな一つの中心點に融合統一せられてしまひ、遂に一國をなすに至つたのがわが日本國でありまして、そういう風な國の成立ちを皇道國體の國といふのであります。すなはちわが國は、伊勢諸尊、伊勢丹尊の御血統から、その直系に皇室がズーと天壤無窮に榮えさせられるのであります。その脇へ出たところの大枝小枝が今日の一億日本臣民となつてをるのでありまして、皇道國日本といふものはあだかも一本の大木のこときものであります。

然るに支那や滿洲におきましては大陸國であるがために、その中心點が一つであることが出来なかつたのであります。中心點になるような血統のものが、いくつもくあつた譯でありまして、日本のような純粹なる皇道國體を成立させることができなかつた譯であります。その一つくは元來皇道と同じ性質のものであります。その皇道と同じ性質の幾多の血統團體があちこちに存在並立してをつたのが支那の古代史に現はれる社會狀態でありまして、そういうものうちから、もつとも有力なる種族、種族的部落の族長がいはゆる天子と號し、あるひは帝とか、王とかいふ名前前で呼ばれるのであります。その他の血族部落は諸侯といはれてをる譯であります。すなはち支那の支那滿洲を含めました古代の情勢におきましては、わが國の皇道國體の如き本質をもつたものが澤山あつて、その澤山の中から一の雄大なるものが立ちまして天子となり、帝王となり、他のものは諸侯となつた譯であります。其を王道國體と申すのであります。でありますから、王道國體と皇道國體の差別は、そこに存するのであります。すなはち皇道國體は、

純一綜合家族國體であり、日本國全體がたゞ一つの血統から成立つてゐる。然るに王道の國體は、幾つかの血統から成立つてをるのでありまして、そのいくつかの血統の中の、もつとも有力なる一つが帝王として君臨してをるのであります。その帝王があるひは徳をもつて位を譲つた場合もあります。それが堯舜の禪讓の場合であります。また平和的でなしに徳のないものが位にあるのを有徳のものが追拂ひまして、とつて代つた場合はこれを放つといひまして、夏の桀王商の湯王が放つた如きものであります。なほまた、殷の紂王を周の武王が伐つてとつて代つたような場合があります。この放つた場合と伐つた場合とを併せて放伐といふのであります。そして放伐して血統の違つたところから出たものが位をとつて代つたものを易姓といひ、易姓革命と申してをるのであります。革命の命は、天命の命で、天命を改めて(革めて)徳のあるものが天からうけた、そういうことが革命であります。

そういうような譯で、王道といふものと皇道といふものは、その根本の本質は大變に同じ點が多いのであります。が、皇道の方は、純一綜合家族國體、王道の方は純一であることが出来なかつたところの雜族制國家であります。でありますから皇道の君、天皇は皇道國民の血統上の本源でありまして、これを縮圖して考へれば皇室は親であり臣民は子でありまして、その間に血統上の連絡があるのであります。然るに王道の君と王道の臣との間には、血統上の連絡のあるものもあるし、ないものもあるのであります。でありますから皇道におきましては、君臣の關係は「生みの親と生の子」の血統のつゞいた關係であります。が、王道におきましては「育ての親と育ての子」の關係でありまして血統の續いたものもあり續かないものもあるのであります。親のような心持で天子は萬民を統率するのであります。



て、その親のような心持を仁といふのであります。仁徳といふのであります。すなはち皇道におきましては、生みの親心が天皇の御心であり、王道におきましては「育ての親の心」が天子の心である。それを仁といふのであります。

## (三)

さて今度は肉食文化の方について考へますと中央アジアからカリビヤン海、あの方面の一帶におきましては草原があり沙漠があり砂礫原があり、その北方には廣い草原があるのであります。草原のある土地は米麥その他の穀物などが生長繁茂するに足るような雨量がないのであります。そこに住むところの人間は穀物を作つて食糧に供することができない。また木の實をとつて食べるといふことが出来ないがために、その草原の草を食べて生長するところの獸を飼ひまして草を喰べさせ、その獸を殖やしてその獸から乳を搾りつつて飲む、澤山殖えた獸を片つ端からそれを屠つて食糧にするような生活が起つた譯であります。そして獸の食糧が、獸の數が多ければだん／＼と足りなくなるので、いはゆる水草を追ふて、草と水のあるところへ獸と一緒に、先へ行つては獸を養ひ、先へ行つては獸を養ひ、生活をしなければならぬので、即ち移動生活といふものが起つたのであります。定住生活でなしに移動生活、移動しながら獸類を牧するところの生活でありますから移動遊牧の生活になつた譯であります。

この移動遊牧の肉食生活は決して順なる生活ではない。逆なる生活であります。死にたくないところの獸を殺して、反抗するところの獸を殺すといふ逆なる生活、もう一つは、あつちこつち移動するといふことは、必ずしも人間の好むところでない。もつとも安樂な生活は住み馴れたところにちつとしてゐるのが人間の好むところの生活であるに拘はらず、食物がないとか、氣候が激しいとかのために追立てられてあつちは駄目、こつちは駄目と去來するのでありますから移動遊牧の生活はすでに根底から逆なる生活であります。

こゝにいふ移動遊牧の生活においても、親や兄弟といふような小さい家族關係は敢て根本から崩れはせんのであります。しかしながらそれさえ崩れやすいのであります。家族生活といふものは定住農業の生活においては圓滿完全に保持せられますけれども、移動遊牧の生活においては變りやすい。戦争のある度毎に若い夫婦などは戦争に勝てば追かけるし、敗ければ逃げるしするが、體力の衰へた年寄であるとか、幼いところの子供といふものは戦争の際に追かける時にも遅れるし、逃げる時にも取殘されるといふ譯で、バラ／＼になる。でありますから家族の圓滿なる結合がしば／＼壊される。のみならずしば／＼他の種族と衝突、戦争をする。その際にもつとも強いものが出て主將となる。血統上の親であるとか、本家であるといふようなものでなしに、血統上においては枝葉の末のものであつても、力の強い慍悍なる武略に長けたるものが、團體の指導者となる將帥となるのであります。他のものはバラ／＼なる一群眾として、これに率いられるのでありますからして、彼の生活は群の生活であります。家族生活ではない、群の生活である。こゝにいふ群の生活においては、いま申し上げましたように、血統の上の親であるとか、本家であるといふようなものが中心とならずに強いものが中心になり、悪賢しいものが中心になる。人を抑えつけることの出来る力のあるものが中心になるのであります。強者統制の社會形態がそこに出来るのであります。血統上の中心人物が

統制するのでなしに慄慄なる強いものが統制するのでありますからして彼らは強いものに恐れてこれに服従する。強いものを心から敬つて服従するのでなしに、強いものを畏怖して服従する。又は心には敬服せぬけれども、利害の上から自分に利益があるといふ考へからこれに服従するのでありますから、その社會には親孝行の道、年寄を尊敬する悌の道といふものが成立することなどが出来る筈がないのであります。すなはち敬老の風俗はかくの如き移動遊牧の民族の中には起らずして壯者を敬し、英雄を崇拜する様になるのであります。

かくの如く群の生活であり、そしてしばしば他の族と衝突して戦争をする。強いものに統制せられてをる生活でありますから群に屬するこれらの人々は、つねに自分はどういふ風にすればこの群に屬して自分の生活を完ふることが出来るかといふことを、明けても、暮れても考へてをるのであります。家族生活においては、親は自分の身を忘れて子供のことを考へる。子供は自分の身を忘れて親のことを考へるのであります。然るに群の生活においては何人も自分のことを第一に考へて、自分が群に屬して生存を完ふするにはどういふ風にしなければならぬ。誰に服従して誰に保護して貰へばいいか、そういふことばかり考へてをるのであります。そういふことからいはゆる利己主義、個人主義といふものが起るのであります。

かつまた彼らは單に強いといふことによつて、上の地位に上るのでありますから、その強い人に服従するのは心から服従してをるのではないので、心の中では非常な不平不満がある。不満があるけれども服従しなければ生存が出来ないといふことから服従してゐるのであり、また支配するものは自分が強いといふことを恃んで随分横暴なる方法態度

をもつて支配する故に、支配される方はつねに自由を獲得してをらないのであります。不満不自由を忍んで強者に屬してゐるのであります。不満不自由を偲んで強者に屬してをるから彼らは心の中ではつねに自由を求めてゐる。自由なる人間は自由を求める必要はないが、不自由な人間にしてはじめて自由を求めるのであります。すなはち強者統制の社會において自由主義といふものが起るのであります。家族制度のようなほとんど強制的な壓迫をうけない人々、不自由を感じないものは、自由を求める必要がないから自由主義は起らない。これに反して非常に自由を束縛されて強いものに壓迫されてをる人間の中から自由を求める要求が起る。いはゆる自由主義がそこから起る譯であります。すなはち彼らはつねに腹の中では自分が強くなつて、強くさえなれば無事に生存が完ふされるといふようなことから實力をもつて競争をする。いはゆる自由競争といふものがその中にはさかに行はれるのであります。家族制度においては子供は親に服従する、年寄には尊敬するといふようなことからあまり自由競争などといふことが起らないで血統にもとづくところの秩序に従つて大體満足した生活をしてをる譯であります。

そうでありますからして肉食文化においては、いはゆる『弱の肉は強の食なり』といふような、實に慘憺たる、人間らしくない、動物の世界のような有様が、現はれて來るのであります。そういふ社會における君主といふものは、自分の強いにまかせて専制を行ふ。本當の自我的な利己的な専制であります。すなはち肉食文化の社會に起るものは君主專制の社會である。強者統制君主專制の社會であります。かくのごとき社會をわれ／＼は覇道の社會といふのであります。かくのごとくして國ができた場合にこれを覇道國體の國といふのであります。匈奴のこしらへあげた國

などは霸道國體の代表的なものであります。またシーザーであるとか、ナポレオンであるとか、ピーターであるとか、カイザーであるとかいふような強者が中心になつてこしらへあげた國はみな霸道の國であります。支那の歴史におきましても春秋の時代から戰國にかけての國は多くは霸道の國である。秦の始皇のこしらへた國のごときも霸道の國であります。

然るにそういう風な霸道といふものは自から強いものがたゞ自分の利益を中心として壓迫し支配するのでありますから弱者はつねに不平不満である。けれども反抗する力がないから服従して、孟子がいふたように『心服するに非ざるなり、力足らざるなり』で力が足りないからして服従してゐるので心から服従してゐるのではない、といふのが霸道國體における人民の氣持ちであります。

そういう霸道がますます横暴をいふことになれば、つひに壓迫せられ、強制せられてゐるような人民はこらへかねるようになる。そうすると弱いもの同士は結合して、一人々は弱いけれども弱いものが多數に結合すれば強い力になる。そういう組織をもつて横暴なる強者を倒してそして弱者統制の天下をつくり出すのであります。それがすなはち民主革命であります。弱者が弱者同志の階級の結合をなし、その階級の力をもつて強者を顛覆する、それが即ち革命であり、民主的な革命であります。その民主的な革命の結果まづ政治上においてのみ民主的な意味を徹底した國をつくつた場合にこれを民主共和國といふのであります。フランスのような、あるひはアメリカ合衆國のような、イギリスなども帝王、皇帝はありますけれども實際においては民主共和國であります。政治上において弱者

が弱者同志が結合して横暴なる強者を倒し、あるひは横暴なる強者の權力を全部取上げてしまつたのが民主共和國であります。

然るにその民主的な思想、精神を政治上のみならず、經濟上にこれを徹底した場合、われ／＼はこれを社會主義國といふのであります。共產主義國といふのであります。すなはちソヴェト・ロシア、蔣介石の國民黨政府の支那の如きは、單に政治上において民主主義政權たるのみならず、經濟上においても民主主義を實現し、またせんとしてゐるものであります。

かくのごとく皇道と王道とは穀食文化の産物であり、しかし皇道の方はそれが純粹なるものであり、王道の方は純一とはいひ得ないがそのはじまりにおいては同質のものでありますので順なる生活から起つた國體であります。然るに肉食文化の上に出來たところの霸道國體、強いものが弱いものを支配するのは反抗せられながらその反抗を押し切つて逆らつて生活する、その生活の結果出て來るのでありますから逆の生活から起つたところの國體である。その逆なる生活から起つたところの霸道國體の行詰つた場合に、正しき道によつてこれを轉換せず正しからざる、やはり弱者の力を併せて、強者の力に對して弱者の力を併せてとつて代つたものでありまして暴に對するの正でなくて、暴に代ふるに暴をもつてしたものが民主革命であり、民主共和政治であり、また共產主義國であります。すなはち霸道國體も民道國體もともに逆なる原理にもとづいたところの國體である譯であります。

(四)

この點からもすでに考へられますように支那の王道、日本の皇道といふものは順なる點において同じ思想をもつてをります。王道を新しき理想として、建國の原理として立つたところの滿洲國は皇道日本國とその本質においては共通のものをもつものであります。たゞ純一綜合家族國家であるのと純一でないといふ點において、いさゝかの違ひがあるのであります。

次には第三として四種の國體の特徴について宋の邵康節の『皇極經世書』の中から引いて來ましたところの「皇帝・王・覇の道」についてその特徴を分けて表に示したのでありますが、これを詳しく説明致します

宋の邵康節の皇帝王覇の論「皇極經世書」	
皇(三皇)	春 易 意 性 仁 聖 道 化
帝(五帝)	夏 書 言 情 禮 賢 德 教
王(三王)	秋 詩 象 形 義 方 功 勸
覇(五霸)	冬 春秋 數 體 智 術 力 率

とこれだけでも三十分間或は一時間位の時間を要しますから、これは略してをきます。『皇極經世書』は今の新しい國家では直接用はないかも知れませんが、少し漢籍を涉獵なされば別にむづかしいことはないのでありますから『皇極經世書』について御覽になつてをるだらうと思ひます。また御覽になることも困難でないと思ひます。

次の北畠親房卿の國體觀、これも、けふは時間の都合で略してをかうと思つてをります。たゞちよつとこゝに言葉を含んで置きたいのは、私は實は滿洲國の起ることに關聯しまして前の國務總理鄭孝胥氏と私等の國體は多少の因縁

がございます。私は昭和六年の十二月に大阪で「皇王學會」を作つた、皇道王道の學會であります。これは大阪でわづか十數名しか會員のない小さな會であります。鄭孝胥先生を顧問のような地位にお願ひして、贊助していただいたのであります。それで鄭孝胥先生が國務總理として特使として昭和十年か、九年かちよつと忘れましたが日本にお出でになつた、あの時に私は同志のもの八名を引連れまして鄭先生を訪問しまして二時間ばかりいろいろお話を致した譯であります。その際に私はこういふ風に鄭孝胥先生に申した。

わが日本國は、昔から、支那と滿洲國は違ひますけれども、支那の古典を輸入してこれを學んだ、いはゆる王道の書物を日本人は澤山讀んでそしてこの皇道の國體をますます完成したのであります。われ／＼の祖先、先輩は『書經』であるとか、『春秋』であるとか、あるひは『資治通鑑』、『通鑑綱目』といふような書物を讀んで、そしてわが國の國體をますます立派にしたのである。そこで今度は一つそのお禮のつもりで、今度新たらしく興きましたところの滿洲國に吾國が完成した皇道國體のことをよく書いた書物を献上しませう。その書物の一つとして北畠親房卿の『神皇正統記』、もう一つは徳川光圀卿の編しましたところの『大日本史』、この二つを滿洲國へ献上しませう、と申上げた。

ところがうどその時分に『神皇正統記』のよい本が手に入りませんでその際には『大日本史』だけが良い本が手道に入りましたので献上した譯です。『大日本史』には皇道の國體のことをよく書いてある。日本の歴史を書きながら皇道でありますからして、日本の國體をよく知つて貫はねばなりません。でありますからして日本の皇道國體のことを



これを大衆といひます。日本などにも暫らく大衆といふ言葉が非常に流行したが、いふ言葉は日本の社會からなるべく放逐する必要があると思ふのであります。滿洲國でも大衆とか群といふような言葉はあまりお使ひになる必要はないと思ふのであります。

民主政治をする國においては、大衆といふ言葉は必要でも君主政治をする國では、いふ言葉はあまり必要ではない。それから尊敬といふ欄であります。先程申しましたように皇道の國、王道の國におきましては年寄を敬する、すなはち孝道が成り立つ、祖先崇拜が成立つ譯でありますから、兩方ともに同様にしてあります。

然るに霸道の國においては年寄を尊敬せずに、むしろ年寄を輕蔑するのであります。年寄を輕蔑して武力の強い憚悍なる獸のような力の澤山ある人間を尊敬する、英雄崇拜であります。民道の國においては英雄といふものを倒したのでありますから、英雄崇拜もありません。殊にロシアのごときは宗教を廢睡劑なりと稱する、阿片なりと稱する位であつて神様をも尊敬しない、つまり世の中に尊敬すべきものはないのであります。いはゆる平民主義、民主主義であります。でありますから、さういふ意味の秩序といふものは非常に成立ちにくいのであります。それからその下の結合は何によつて結合するかといふと皇道においては血族感覺、親子の血族感覺、あるひは本家分家の血族感覺、皇室と臣民とが同じ血統に屬するといふ切つても切れないところの血族感覺が皇道の國においては舉國一致の結合の根本になつてをる譯であります。王道の國においては、どうもそこまで行くことが出来ない。王道の天子は仁徳のある君である。親心をもつて親の氣持で、育ての親の氣持で人民を愛する。さういふよい人であるからこれになづき

従ふといふことによつて王道の國は結合するのであります。

故に仁愛感覺といふてよからうと思ふのであります。霸道の國は強いものに反抗すればひどい目に遭ふといふ恐怖心が結合のもとになつてをるのであります。強い力をもつて壓迫せられる虐待せられるといふようなことを恐れることから霸道の國は結合するのであります。民道の國は賢い人間、自分に利益を與へてくれる賢い人間に賛成をし、これに黨するといふ、その味方になるといふのが民道の國であります。すなはち利害感覺によつて自分に利益をはかつてくれるものを選びまして自分を支配する人間とするところのものであります。

統治の點からいひますれば上の段と大體同じわけで皇道におきましては血族感覺にもとづいて宗親がこれを統一する、本家の主人がこれを統率する。王道におきましては仁愛感覺にもとづいて仁徳ある天子がこれを統一する。霸道の國におきましては強いものが弱いものを統治する。民道の國においては人の利益をはかつてやるといふオビニオンに多數の賛成者が出て來て成立つ、これがすなはち輿論でありまして輿論を制するものがこれを統治する譯であります。それから主性といふ欄におきましては王道の國においては、仁といふ、人を可愛がるといふ感情が主になり意思と理智が従になるような關係になる譯であります。霸道の國は人を押えつけるといふ意思が主になつて感情と理智が従になる譯であります。民道の國は大多數の人間の便利々益をはかるといふ賢い理智が主になつて意思や感情が従になる譯であります。皇道の國においては親子でありますから感情も意思も理智もともに合せたものでありまして、皇道におきましては全性であり、王道は感情、霸道は意思、民道は理智といふことが出來ると思ふのであります。

それでわが國の魂みたまの名によつてこれを申しますれば王道の國は幸魂さいたまといふ。日本の神道に幸魂さいたま、荒魂あらかみたま、奇魂くみたまといふそのものがあるのでありますが王道の方は幸魂を中心とするところのものである。霸道の國は荒魂を中心とするところのものである。民道の國は奇魂を中心とするものである。皇道の國は幸魂、奇魂、荒魂、その三を一緒にしたところのものであります。これをわが國の三種の神器の形の上にも現はれてゐるのであります。御鏡は全體を代表せらるると共に奇魂の徳を現はし給ひ、御勾玉は幸魂の徳を現はし給ひ、御劍は荒魂の徳を現はし給ふものであつて、この三つのものが三種の神器として仰がれ給ふのであります。

その次の欄はすでに説明したように皇道も王道も順なるものであります。霸道は逆なるものであり、民道は逆の變じたものである。その順なるものうち皇道は順の純粹なるもの、王道の方は純粹ではないが順であるといふ別がありません。

さらにその下におきましては皇道といふものはこれほど人間の本性をそのまゝ順の純に圓滿完全に發達せしめて國體をなしたものでありますから天然自然に——天然自然といふことは神様の創られたまゝのものを天然自然といひますからわが國の國體を神ながらの國といふのであります。然るに王道の方は神ながらとまではいひ得ないが仁愛をもつて人を愛する。自分の利益を後にして人の利益を先にするといふ道徳にもとづいてゐるのであります。つまり皇道は神ながらであり王道は道徳であります。しかし神ながらといふものは實際はどういふものかといへば大體道徳と云ふものが、神ながらに従ふもので、道徳はつまり神ながらに近いものであると思ひますからそう大いなる差はない。然るに霸道の方は強いものが自分の利益のために弱いものを犠牲にして壓倒するといふものでありますから道徳よりは以下のものである。民道もやはり道徳よりも以下のものであつて善惡邪正といふものが標準でなくして利害といふものが標準になるのが民道で例へば邪であつても利のあるところは民道においてはこれを遂行するのであります。でありますから霸道と民道はともに道徳以下のものであります。

そして現在國をなしてゐるものは皇道の國は日本のみであり王道の國は現在は滿洲國のみであります。今や更正せんとする新支那をわれ／＼は是非王道の國として樹てたいと思ふのであります。霸道の國はヨーロッパの古代の王國はみな霸道の國であります。支那におきましては秦の皇帝であるとか、春秋戰國の英雄が興つて國を立てた國は大體霸道の國といつてよい。民道の國には單なる政治上においてのみ民道の國はフランス、イギリス、アメリカのようなもので民主共和國であります。それを經濟上にまで發展したのがソヴィエト・ロシア社會主義共和國、および三民主義を奉じてゐるところの蔣介石の國民政府がその民道を政治上および經濟上にも發展してゐる譯であります。でわれ／＼が蔣介石と並び立つことが出来ないのはこゝにおいて明瞭であります。滿洲國と日本が一徳一心共存共榮するのも同質であつて何らその間に相矛盾する、衝突するものはないのであります。これまた當然であります。といふような譯でありますしてこの表から見れば現在の世界が自づからどつちの方へついてゐるかといふことがわかると思ふのであります。

次に第四におきましては、皇道日本と王道滿洲國の同じところと違ふところも、これはいまいふたのでわかつてをりますけれども、重ねて申上げれば順の生活はまづ穀物を食し野菜を食してをるといふこと、このごろは多少の動物や魚を食べますけれども主食としては穀物野菜である。それから日本も滿洲國も定住農業生産を中心とし大本としてゐる。なるほど文化の進んだ今日におきましては工業商業各種の産業が起らなければならぬが、しかしながら大本は農業であります。そういふ風にして滿洲國も日本も家族制度を根本とし天皇皇帝を中心として仰ぎ奉り祖先崇拜を重んじ祭政一致を實踐してをるところの君主國體である。たゞ異なるところは日本におきましては天皇様と臣民とは血液の上においても父子の關係であります。心の上においても父子の關係であります。然るに王道の國においては心の上においては父子の關係でありますが血の上においては残念ながら悉く父子の關係とはいひ得ない。現在におきましては血統の關係はありませんけれども、これから何百年かたましてだん／＼と血液が混合したりするようになつたらば、だん／＼と血液の上においてもいまよりはもつと皇道に似たものに近寄つて來るだらうと思ふのであります。

それから第五におきまして最後にわれ／＼が直面してゐるところの東亞新秩序の建設といふ大事業のその中心問題は、昨年十一月の三日に皇國政府が聲明を發しまして、それから十二月二十二日に近衛元總理大臣が聲明されまして、たところ大體の骨子は現はれてをるのであります。さらにその根本においては皇道日本國と王道の滿洲國と、さらに新しく秩序だつて來るところの新しき支那、その日滿支三國がいはゆる善隣友好の關係を作り、防共をやり、そして經濟的に協力する。この三つの手をもつて東亞新秩序を建設するといふことに聲明せられてをるのであります。

それはいひますればつまり具體的な大きな骨であります。骨よりもつと根本のものとしての眞髓、精神は皇道の日本と王道の滿洲、しかしてこれに加ふるに王道の支那でなければ東亞の新秩序は建設ができないのであります。

たとえ表面上一時まとまりがつくようになつても、もし新支那が覇道の國であるとすれば到底王道、皇道の國とは永く友好關係を結ぶことは出來ない異質のものであり、水と油のごときものでありまして到底融和が出來ないのであります。然らば民道の國はどうかといへばこれまた更に一層一致し難いのであります。民道の國はいま申しましたようにアメリカやあるひはフランスのごとき民主共和國、然らずんばソヴィエト・ロシヤ、あるひは三民主義の蔣介石の民黨支那でありますから、かくのごときものが皇道日本と、王道滿洲と結合共存することは難いことは證明の要がないのであります。でありますから新しく建設され更生せられます支那は王道でなければならぬといふ結論になる譯であります。このことはしかし皇道日本、王道滿洲といふ題の直接の問題ではないのであります。東亞新秩序、東亞建設といふ問題においては、皇道日本、王道滿洲と、新支那がその鼎の足の一本となるのでありますからわれ／＼は新支那が如何なる原理によつて更生せられるかといふことを、非常に重大な關心をもつて考へなくてはならないのであります。このことを考へた上で、どうしても霸道の新支那、あるひは民道の新支那でなくして、王道の新支那たらしめるようにつとめなければならぬと思ふのであります。(終)



## 興亞の原動力

東京帝國大學教授  
文學博士

平

泉

澄

(一)

私は興亞の原動力といふ題で御話申上げるのでありますが、興亞といふ事は今日頻りに叫ばれて居り、御同様此の大事業の爲に力を致して居る譯でありますが、然し亞細亞を興すと申しましても、是は實に容易ならざる困難を考へなければならぬと思ふのであります。亞細亞は世界諸洲の中に於て最も大なる面積を有し、其の土地から考へれば誠に世界最大の勢力であります。然し地圖を見れば分ります様に、其の北方は大抵ロシアの領有に歸して居ります。是は由來頗る久しき事であつて、ロシアは既に三百年前にシベリヤの殆ど全部を經略し、北カムチャツカを收めて面を海に現はして來て居る。斯くして亞細亞の北部廣汎なる地域は早くロシアの勢力下に在ります。

又南方は何うか、是は印度の彼の老なる地域がイギリスに依つて蹂躪されてしまつて居る。イギリスばかりではなくフランスは印度支那を經略して居る。其他アメリカあり、オランダあり、各々亞細亞の要所々々を占領して居りまして、一口に亞細亞と申しましても、其の廣大なる地域の重要なる部分は、過去三百年或は四百年の間にヨーロッパ

パ諸國の爲に亦たアメリカの爲に占領せられて、亞細亞に於ては、之といふ有力なる獨立國が無いといふ事は、御同様亞細亞の地圖を披いて一見して之を知り、之を知つて甚だ悲しむ所であります。今斯かる形勢の下に、斯くの如く歐米諸國に蹂躪せられた三百年、四百年の後に於て、此の亞細亞を再び興隆せしめるといふ事は實に大事業である。此の大事業の前には幾多の困難が考へられるのでありますが、此の大困難を克服して此の大事業を成就する爲には何が必要であるか。此事に就て今日御一緒に考へて見たいと思ふのであります。

御承知の論語、是は支那の孔子の教であります。支那の孔子の教ではありませんが、日本に於ても古くより之を尊敬して之を愛讀し、それが國民全體の教科書となつて、長い間日本人の精神を養ひ來つたのであります。昔江戸時代の日本の學校は大抵孔子を祀り、之を學問の指導者と仰いだのであります。其の孔子の教、論語の爲政篇に「子曰く、人にして信無くんば、其の可なるを知らず、大車輓無く、小車輓無くんば、其れ何を以て之を行らんや」といふ言葉があります。車には輓或は軌といふものが無ければ、之を牛又は馬に挽かせて行くことは出來ない。さういふ物が車には必要である。同様に人に於て必要なものは信であつて、信の無い人は何とも仕様の無いものである。さういふ事を爲政篇に説いてあります。

同じ論語の顔淵篇を見ますと、子貢といふ孔子の弟子が孔子に對して、政治は何ういふ様にしたら宜しいでありませうかと質問した。「子貢、政を問ふ」。孔子が答へられるには「子曰く、食を足し、兵を足し、民之を信にす」と、此の三箇條を擧げて居られるのであります。即ち良い政治を行はうとするならば、先づ食を足さなければならぬ。國

民に十分な食糧を與へ、其の經濟生活を安定せしめなければならぬ。第二には兵を足す、十分なる軍備をして、外國に攻められて直ぐ國が危ふくなるといふ様な事の無いやうにしなければならぬ。第三には信を以て民を教導して、人に信あらしめなければならぬ。此の三つが政治の上に最も重大な事だと答へられた。其時子貢が質問しまして、是は非常に好い質問でありますが、「子貢曰く、必ず已むを得ずして去らば、斯の三者に於て何をか先にせん」若しどうしても此の三つの全部を満たすことが出來ずして、三つの中どれか一つを暫く除外しなければならぬとしたら、どれを除きませうか。言ひ換へれば此の三つの中で一番輕いと思はれるのは何でありませうかと問うたのであります。それに対する孔子の答は「曰く兵を去らん」軍備の充實を止めて置かう。言ひ換へれば軍備の充實が一番輕いと思ふ。軍備は假に充實しないとしても、民に信あり、誠あり、而して國民の生活が安定して居るならば、外國の何者をも拂ひのける力は先づ信であると考へてよいと、斯ういふのであります。子貢が重ねて問ひます。「子貢曰く、必ず已むを得ずして去らば、斯の二者に於て何をか先にせん」。軍備を除けば後に二つ残ります。生活の安定と民の信であります。此の二つの中で何うしても一つ除かなければならぬ場合は、何ちらを止めたらよいでありませうか。孔子答へて曰はるゝには「食を去らん」。經濟生活の安定といふ事を除いてよい。「古より皆死有り、民は信無くんば立たず」。是は非常に偉い言葉であります。……經濟生活の安定なく、食糧が不足したならば餓死する者が出るであらう。餓死は止むを得ない。昔から死なない者は無い。假令十分に食を與へても人は死ぬのであるから、食なくして餓死しても已むを得ないと諦める外はない。

併しながら人に信が無いと云ふことならば是は何うにも仕様がなない。假令十分の軍備を有ち、十分の財を有つて經濟的に惠まれて居つても、民に信なしといふ事であれば、斯くの如き國は絶對に立つことが不可能であるといふ事を孔子は説いて居られます。是は誠に意義の深い教でありまして、此の爲政篇に見る所と顔淵篇に見る所とを併せ考へますと、孔子は信と云ふ事に最も重きを置いて居られることが分るのであります。「人にして信なくんば其の可なるを知らず」。「民に信なくんば立たず」。信が人として立つ上の根本問題であると教へて居られるのであります。

信は日本の言葉に於ては之を誠と呼んで居ります。日本に於て之を誠と云ひ、支那に於て之を信と云ふ。論語の朱子の註釋を見ますと「實を以てする、之を信といふ」とあります。信即ち實であるとし、茲に信實といふ熟語が出て來るのであります。日本に於きましては實をもまことと讀みます。信と云ひ、實と云ひ、日本のまことであると申してよいのであります。所が此の誠に就きましては、本日御參拜になりました明治神宮の御祭神、明治天皇の御製の中に目に見えぬ神にむかひてはぢざるは

人の心のまことなりけり

斯様に仰せられてあります。此のまこと、仰せられてゐるのは、支那でいふ信であると考へることが出來ます。即ち此の御製の御心は、今日の前に居る人に對して今の一時だけの事を云ふのではない、其の人が居つても居らんでも、否な今生きて居る人の事を云ふのではない、目に見えない神様に對しても何等恥づる所がないといふのが人の心の誠といふものである。今の一時だけでなく、何年経つても變らない、亦た其人が居ても居なくても變る所のない、何處

までも一を以て貫く所の誠、それが即ち信であります。又た同じ明治天皇の御製に

目に見えぬ神の心に通ふこそ

人の心のまことなりけれ

斯様にも御詠み遊ばされて居るのであります。即ち信と云ひ誠と云ひ、一時の便宜の言葉でなくして、假令其人が如何様にならうとも、亦た世の中が何うならうとも、たゞ一筋の道を行んで一を以て之を貫くといふ所に信があり、誠があるのであります。斯くの如き誠、斯くの如き信、斯くの如き信實こそ、人の人として立つ上の根本であり、國の立つ根本であると考へなければならぬのであります。之に就ては昔から色々教へられて居る所もあり、書物にも述べられて居りますけれども、之を實際の上に就て考へて見ますと、斯かる信の立つて居る國といふのは、是は蓋し之を日本に於て見なければならぬ。即ち日本に於て信といふことが實現されて居るのだといふ事を考へざるを得ないのであります。而して之をたゞ教として信實の必要を説くといふことは、世界に其例が少くありませんけれども、之を實際に實施して居る所は、日本の歴史に於て之を見るのであります。茲に於て、日本の歴史といふものを一つ考へて見なければならぬのであります。

所が率直に申しますと、日本といふ國はたゞ武力に於て強く、戦争に強い國である、好戦國であるとのみ考へて居る者が世界には可なり多いのであります。如何にも日本は強い。強いといふ事に於きましては日本は自認してよい。蓋し昔より外國と戦つて未だ會て破れたことが無い百戦百勝の國であります。所がそれをたゞ強い國、好戦國とのみ

見ることは、是は非常な間違ひであつて、日本の強いといふ事は實はもつと奥深い所から其の根本が出て来て居ると見なければならぬ。それでは何處に其の強さがあるか。日本の強さは外國に見る強さとは餘程違つたものがある。もつと奥深い所から出て来て居ると考へられるのであります。其の日本の強さの本體は何處にあるかと云へば、それは何と云つても道義にある、民に信ありといふ所に其の強みがあり、其處から日本の強みが出て来て居ると考へなければならぬのであります。所が之に就ては、率直に申しますと皆様の中にも或は猶ほ疑を御持ちになるかと思ふのであります。蓋し日本人と附合つて見ると随分訝しな人もある。妙な考を有ち妙な行ひをする者もある。日本に果して信があるかと疑はれることが無いことはあるまいと思ひます。是は日本人としては深く反省しなければならぬ所でありまして、今日の日本人の中に不幸にして信の無い者があることは、是は吾々も正直に之を認めなければなりません。恐らくは、殊に外に出て居る人の間に於て色々の間違ひが起りまして、皆様にも不愉快な感じを抱かせることがあらうと思ひます。

併し今御考へ願ひたいと思ふ事は、日本の本體、日本人の眞の姿といふ事であります。人の身體にしても、病氣の時もあり、機嫌の悪い時もある。偶々病氣の時或は機嫌の悪い時を捉へて、此の間は斯ういふ人間だと斯様に見ることは間違ひであつて、先づ其の人を批判するには、健全な時、正しい姿を以てしなければならぬ。數多い日本人の中には或は信の無い者も段々あらうと思ひますけれども、併し其等を以て直ちに日本人を考へ日本國を考へてはならない。どうしても日本の健全な正しい姿を考へなければならぬ。其を考へて來ます時には、日本の道義、日本人の信

といふものを何としても確認しなければならぬのであります。何處に其の證據があるか。日本人に果して信があるか、誠があるか。外の國より優れて日本に信があると何うして云へるか。斯様に申しますと、茲に明白に、何等の疑もなく之を承認しなければならぬ事實が現はれて居るのであります。

それは何かと云へば、日本には革命が無かつたといふ事であります。是は實に大きな問題として吾々の考へなければならぬ事であります。支那に就て申せば、二十四史といふものが其の歴史の大綱を爲して居りますが、二十四史と云へば是は支那に於て二十四回の革命があつたといふ事の證據であります。古い所で云へば夏の國があり、夏の桀王が亂暴で政治が亂れたといふので、殷の湯王が之を攻めて放逐して居る。自分はもと臣下でありながら、遂に國王を放逐して自ら王となり、殷といふ國を立てた。是は大きな革命であります。それ迄は夏の國を立て、夏の代々の王を王として立て、之に對して忠誠を誓つて居る。其の忠誠の誓を反故にして、今度其の臣下であつた者が國王を放逐して位に即けば、直ちに其の人を以て王と立て、之に臣服するといふことであるならば、それは民に信なしとしなければならぬ。今迄夏の桀王に忠誠を誓つて居た者が、今度之に對して反逆した者に忠誠を誓ふといふ事で、果して臣に信ありと云へませうか。斷じて云へないのであります。而もそれは一回のみではない。殷の末に紂王が現はれ、此人無道にして其の政治は悪虐であるといふので、周の武王が之を弑して居る。是が所謂湯武の放伐として昔よりやかましく議論せられる所の事件であります。さういふ事が古く行はれ、それが後々迄例を爲して居る。是が所謂易世革命でありまして、支那に於ては幾度かそれが繰返されて居る。最も大なるものを數へても、漢と云ひ、隋と云ひ、唐

と云ひ、宋と云ひ、元と云ひ、明と云ひ、清と云ふ、さういふ大きな革命が幾つか行はれて居ります。それを見ると不幸にして吾々は此に信を考へることは出来ない。信あれば斯くの如き事は何としても行はれない筈であります。一たび忠誠を誓つた者が何時の間にか反逆する、それで信があるといふ事は到底出来るものではない。

所がさういふ事は世界の何處の國にも殆ど一樣に見られる所であつて、西洋諸國も同様であるとしなければならぬ。西洋の歴史を見てもレボリユーションは屢々現はれて居る。殊に其の最も大なるものとして世界の耳目を聳動し、全世界に大影響を與へたものはフランス革命であります。即ち一七八九年フランスに起つた革命に於ては、ブルボン王朝最後の國王ルイ十六世を斷頭臺に掛けて殺したのであります。今日パリに参りますと、其の繁華は素晴らしいもので、兎も角もヨーロッパ世界の諸國の中に於いて、文化の最も榮えて居る國と云はれて居るのでありますが、其のバリの眞ん中にある有名なコンコルドの廣場に於ては、今より百何十年前に、國王をギロチンにかけて其の首を斬り、其の國王の血は、バリの眞ん中の廣場の中央を流れたのであります。是はフランスの歴史に於て重大な汚點として永久に残されるべきものであります。茲に吾々はフランスに信有りや無しやといふ事を考へなければならぬ。前にはブルボン王朝に對して忠誠を誓つた者が、其の國王を斷頭臺にかけて殺して居る。是は實に重大な問題であります。

斯く見來りますと何れの國に於ても同様な事が行はれて居ります。ロシアの如きも然りであります。ロシアは昔から色々な事がありました。昔の事はさて置きまして、目のあたり吾々の見た所のもは何であるかと申しますと、今より二十年ばかり前、一九一七年、日本で云へば大正六年の三月十五日に革命が起りまして、ニコラス二世は遂に位より引降され、纏て其の皇后及び五人の王子達と共に七月十六日にエカテリンブルグに於て銃殺されてしまつたのであります。此時の事を想起しますと吾々は洵に言ふことの出来ない感じを有つのであります。きのふ迄帝王として、皇后として、皇子として崇められて居た人が、けふは穴倉の中に押込められて、其處で銃殺されて居るといふことは、實に何とも云へない悲惨な出來事と云はなければならぬ。斯様にして今日のソビエツトが出來たのである。即ちきのふ迄帝王として崇めた方を銃殺して、其の反逆に依つて出來上つたのが今のソビエツトロシアである。

さうして見ると何れの國に於ても革命は行はれる。革命に次ぐに革命を以てし、其の革命の度毎に其の信を失つて來たとしなければならぬ。所が日本に於きましては未だ會て一度も革命は行はれなかつた。御承知の如く日本は明年を以て紀元二千六百年の祝典が擧げられるのであります。併し此の二千六百年といふのは神武天皇御即位より數へて二千六百年になるのであつて、日本の國の歴史が二千六百年だといふ譯ではない。日本の歴史はもつと長いのであります。もつと遙かに長いのであります。神武天皇御即位前に既に長い年月が流れて居るのであります。皆様は是から伊勢大神宮に参拜せられるのであります。其の伊勢大神宮に祀られて鎮まります所の天照大神様の昔より考へますならば非常に長い年月、或は何萬年の歴史であると申してもよいのであります。私共日本の歴史を研究致しましても、古い所は年月が一向はつきりして居りませぬ。けれども、日本といふ國は實に古い國であるといふ事は、歴史を研究して益々之を信ぜざるを得ないのであります。二千六百年といふのは日本歴史の一部分であつて、實

際は何萬年といふ古い歴史を有つて居る。其の何千年何萬年の長い間に於て日本は一度も革命を見なかつた。萬世一系と申して居りますが、實に其の萬世一系の天皇を戴いて來たといふことは、茲に日本の信實を見なければならぬのであります。或は之に就て御疑ひがあらうかと思ひます。

神武天皇以前にどれ程の年月が流れたかはつきりしないといふ程の事ならば、其の古い昔に革命があつたかも知れないではないか、それを後になつて忘れたか、或は故意にさういふ事實を匿して、萬世一系の様に胡魔化して居るのではないかと、斯ういふ疑が或は出るかと思ふのであります。所が左様ではありません。何等匿す所なく何等包む所なく日本の歴史は現れて來て居る。是は日本書紀などを御覽になると分りますが、必ずしも皇室の御爲になる様な事ばかりを書いてはない。何でも正直に書いてある。それに依つて考へますと、少しも間違ひなく吾々の斷言し得るところは、日本には一度も革命が無かつたといふことであります。其の一つの證據、而も極めて明瞭なる、疑ふべからざる證據と考へられるものは、日本の天子様には姓が無いといふ事であります。吾々は皆姓を有つて居ります。私は平泉といふ姓、澄といふ名を有つて居る。其の名は即ち家族の中に於ても夫々の人を分別する所以であります。姓は家と家との分別を明にするものである。御互に名なく姓がなければ世に立つて他と區別することが出來ない。茲に於て總ての人に姓があり名があるのであります。所が全世界を見渡しまして姓の無い所が唯だ一箇所ある。それは即ち日本の皇室であります。日本の皇室に姓の無いのは何故であるか。此事を吾々は考へなければならぬ。

日本の皇室に姓が無いのは何故であるか。それは他と區別する必要が無いからである。人と區別する必要があり、同等に肩を並べる者が他にあれば、必ず姓を必要とするのであります。所が日本の皇室には姓が無い。是は傲然たる事實であります。昔より一度も姓が考へられたこと無く、今日も姓が無い。畏れながら御名は之を御用ひ遊ばす、是は當然のことであります。勅語の後にも御名御璽とありまして御名はあります。御名はありますが御姓は無い。是は何故であるか。即ち皇室と肩を並ぶべき家が無かつたからである。皇室と肩を並ぶべき家が無かつたといふことは、皇室がもと下々に居られまして、それが革命に依つて帝位に登られた御方でないといふ事であります。若しもと下に居られたのであれば、下には數多くの家がありますから、他の家と區別する爲に姓が必要であつた筈である。所がさうでなくして初から帝位に御いでになるのでありますから、是は他と區別する必要が全然無い。日本國民の中に於ては色々の家があります。例へば藤原氏の如き、或は源氏の如き、平氏の如き、橘氏の如き、夥しくありますが何れとして皇室と肩を並べる様なものは無い。皇室は總ての上に擢んで、初から總てを従へて御立ちになつて居るので、従つて他と區別する必要は全然無かつた。さういふ所からして日本の皇室には姓が無いのであります。

斯ういふ事は世界の何れの國に行つても、何れの方面を眺めても無い事であつて、日本の皇室に於てのみ見る所であります。之を見れば明に分ります様に、日本の歴史に於ては一度も革命が無かつた。日本の歴史幾千年幾萬年の間に一度も革命が無かつたといふ事であるならば、茲に私共の斷言し得ることは、日本といふ國の特徴は、其の信にあり、其の誠にある。之を歴史事實として見るならば日本に革命なし、之を精神の上から性格の上から考へるならば日本に信あり、誠あり、實ありといふ事を茲に考へて來なければならぬのであります。今日目の前に見る所に於ては色

々の間違ひがあらうと思ひますけれども、それは幾千人幾萬人幾千萬人の中に於て已むを得ないことである。吾々はそれは矢張り洵に残念だと思ふ。私共自身に於て、私共同胞に於て、總て信實を以て立たんことを冀ひ、其爲に努力して居るのでありますが、併し全體として之を見るならば、日本に信ありといふ事は之を毫も疑ふことは出来ない。其の日本の信實こそは日本の強みの根本であつて、日本が戦争に強いといふのも、根本の力は實に其處から出て來て居るのであります。

今より三十五年前日本はロシアと戦ひましたが、其頃の日本の實力を見、而してロシアの實力を知つて居る者は誰れ一人日本が勝たうなど、は夢にも思はなかつたのであります。ロシアはヨーロッパに於て既に大なる力を有つて居る。其の大ロシアがウラル山脈を越え、シベリヤを席捲し、カムチャツカを取つて居る。其のシベリヤを席捲したのは既に三百年前の事である。さうして今より八十年前愛琿條約に依つて黒龍江の北の部分は全部之を手中に收め、更に其の翌年北京條約に依つてウスリー江の東、沿海州の土地を全部取つてしまひ、其處にウラヂオストツクを建てたのであります。ウラヂオストツクといふ意味は、東方經略の根據地といふ事にあるさうであります。之を東方經略の根據地として亞細亞全體を侵略しやうといふ大計畫を以て出て來て居る。それが既に八十年前の事である。其後着々其の經略の歩を進めまして、纏て蒙古より滿洲に入り、更に一方は遼東半島、一方は朝鮮半島に侵入して此處に勢力を占めやうとした。それが今より五十五六年前の形勢でありました。

即ちロシアは三百年掛つてシベリヤから滿洲、朝鮮に強く根を下して來た。之に對して日本が、小さな國でありながら敢然として戦を宣して之を討つた。それが明治三十七八年の日露戦争でありますが、其時に世界の何れの國、何れの人と雖も日本が勝たうなど、は豫想だもしなかつたのであります。土地の廣さから云へばもう九牛一毛にも足りない。人口から云つても比べ物にならない。況や軍備に於ては、兵の數にしても大砲の數にしても軍艦の數にしても、到底問題でない。迎も日本は勝てる筈は無いと思はれましたものが、あの通り見事な成果を收めまして、昔の海軍は之を全滅せしめ、其の陸軍は之を散々に打破しまして、旅順の如き或は奉天の如き、見事な戦ひを以てロシアの勢力を滿洲より驅逐してしまつたといふことは、是は實に驚くべき事でありますが、之を以て日本をたゞ戦争に強い國、好戦國民であると判断するならば、それは非常に間違つた判断であつて、日本の根本の強みはさういふ所にあるのでなく、日本の信實、日本の誠といふものが幾千年、幾萬年の間を通じて一貫した、其の一貫した日本の道義が彼の勝利を得しめたものであると考へざるを得ないのであります。

さういふ風に見て参りますと、是は正直に見て、色々と事實を假構したり、依怙最負したりすることを止めて、正直に世界全體を見渡して、何と云つても日本の信實を認めざるを得ない。其の日本の信實があつて初めて之に依つて東洋に一つの有力な獨立國を起すことが出來たのである。東洋の大部分は西洋諸國の爲に其力を奪はれてしまつて、シベリヤにしても、印度にしても、中央亞細亞にしても、印度支那にしても、南洋諸島にしても、或は其他の方面に於ても、殆ど皆西洋諸國に押へられて居る。其中に於て日本のみが唯一つ獨立國として、西洋諸國に押へられたり搔廻されたりしない國として残つたといふ事は、其の信實の力に依るのであります。而して其の力が今日再び大なる威

力を發揮し、其の力の下に今滿洲國の輝かしい誕生を見、茲に日滿提携して今興亞の大道に進みつゝある。斯様に亞細亞の歴史は進んで來て居るのである。所が之に就きましては更に深く考へなければならぬ事がございます。こゝで暫らく休憩して更に申上げたいと思ひます。

## (二)

只今休憩の間に、多分皆様も御氣付になつたと思ひますが、此の御殿の御庭を拜見して居りますと、色々の鳥が來て遊んで居ります。雉、山鳥といふやうな大きな鳥も來て、如何にも楽しさうに遊んで居ります。東京の此の大都會の真ん中に、斯様に山鳥が來て靜かに楽しんで居るといふことは、誠に不思議なことであつて、而も是は明治神宮の御庭ばかりではありませんぬ、皇族殿下の御殿に参りまして私共何時も驚くことでございますが、御殿の御庭には何時も鳥が來て自由に遊んで居る。東京に於きまして斯ういふ小鳥を見ることは、先づ普通の所に於ては絶対に出來ることではありませぬ。今度伊勢神宮に参拜されました外宮の御境内から出やうとする時に右側を御覽になると森があります。其の森の中に池がありますが、其池に何百といふ鳥が來て遊んで居る。私共参拜の度毎に其の鳥を見て實に驚くのであります。如何にも楽しさうに、穩かに遊んで居る。こゝに一つ吾々の考ふべきものがあります。

即ち神宮の御苑であり、宮殿下の御殿であれば、何人も銃を放ち鳥を取らうとするものは無い。それを鳥は知つて居りまして、御苑の中或は御殿の御庭の中には自由に集つて其の生を楽しんで居る。所謂其の仁徳禽獸に及ぶといふのは正に斯ういふ所に於て其の實證を見るのでありますが、是は實に其の信、誠といふものを此に考へることが出來るのであります。若し是が一度でも銃砲を打ち、之を捕獲するといふ事がありますならば、鳥は決して其處に集ま

りませぬ。吾々の庭に鳥の集まらぬのは其故である。

私の田舎の家は山の中に在りまして、三百年ばかり前に造つた庭であり、二百年ばかり前に造つた家でありまして、其處にも鳥はよく参ります。参りますが然し非常に警戒をして居りまして、戸でも開けば大急ぎで飛んで行つてしまふのであります。鳥が屢々來ましても、其の鳥を庭の一つの景色として眺めることは出來ないのであります。何故かと申せば、鳥が來ますと直ぐ子供がそれを追掛けたり、悪戯をしたりする。それを知つて、鳥は決して其所に安住しない。吾々の屋敷に於ては、信なく誠が無い爲に、鳥も安住することが出來ない。然るに御殿に於きましては仁徳が禽獸に及んで居ります爲に、鳥も喜んで其の生を楽しんで居る。此に私共は一つの誠といふものを感じる事が出來るのであります。

而して誠を達觀した場合に其處に日本の歴史が考へられ、日本國といふものが考へられる。而して亞細亞のあらゆる方面が西洋の侵略に委せて居る時に、獨り日本が東洋或は亞細亞の最後の力として強く残り、其の力を以て再び亞細亞を興さうとして居る事を是等の事より考へることが出來るのであります。所で日本に幾千年幾萬年の間一度も革命の無かつたといふ事は、其の根本の力は要するに信、誠にあるといふ事に就て、尙ほ御考へ願はなければなりませんのは、是は偶然さうあるのではない。一寸考へますと、成程日本には革命が無かつたかも知れない、又日本に信實があると云へばさう云へるかも知れないが、それは偶々日本といふ國が斯ういふ海の中の小さな島國であつて、萬事



好都會に運び順調にいつた爲にさういふ事が出来たといふ丈けの事で、さう威張る程の事は無いのではないかと、斯様に考へられるかも知れませんが、決してさうではありませぬ。日本の信實を守り通す爲に、日本の國の中に革命の起る事を防ぐ爲には、日本人の先祖は、幾千年の間どれだけ苦勞をし、どれだけ慘憺たる辛苦を積んで来たか知れないのであります。是は決して偶然さうあつたのではない。さういふ立場から日本歴史を回想しまするならば、幾多の優れた人物が尊き血を流して、日本の歴史を守り、日本の國體を守り來つたものでありまして、それは實に容易な事ではなかつたといふ事を痛感するのであります。

其の代表的な御方としては楠公即ち楠木正成公があります。是は我國に於きましては非常な尊敬を以て國民全體の崇むる所でありまして、世に大楠公と申して居ります。今度の皆様の御旅行の御豫定の中には無かつたと思ひますが、大阪で汽車を降りまして、ずつと山の中に入つて参りますと千早といふ村があります。此村の奥に在るのが千早城であります。其の又奥の大和と河内の國境に高く聳えて居るのが金剛山でありますが、其の金剛山の山續きで、ずつと低い、極く小さな城、城といふよりは一つのトーチカと云つた方がよいであります。下に川が流れて居りまして、此城のある所だけ一寸山が切れて、一つの小さな山が其儘千早城と云ふ形になつて居ります。其の極く小さな城が實は日本の歴史を守り、日本の國體を守つた所の城でありまして、今より六百年前、嚴密に云へば六百七年前に、日本の歴史の中に於て甚だ遺憾な事が起り、鎌倉幕府に於て政權を握つて居つた北條氏が、權力を恣にし、我儘勝手を振舞ひまして、後醍醐天皇を隱岐の島に御流し申上げ、朝廷の重要な地位に在つた忠臣を、大抵殺すか流し者にしてたのであります。例へば日野資朝、日野俊基、北畠具行、平成常、斯ういふ人々は皆殺されて居ります。又流された人も段々あります。

例へば花山院師賢、此方は千葉縣の小御門といふ所に流され、流されてから十日にして死んで居ります。此の北條氏の專横を憤り、奮起して忠義を盡されたのが大楠公であります。即ち此の小さな千早城に楯籠つて義兵を擧げたのであります。此城がどれ程の人数を入れ得るか云ひますと、其の大きさを云つて僅に何百といふ数しか居られない所であります。無論此城の背景を爲して居る金剛山にも兵を配置して之を守らなければならぬが、根本の守は此城に在ります。此の極めて小さな千早城に據つて楠公は大敵に當られたのであります。太平記に依れば、此城を攻めに來たものが百萬騎に上つたとありますが、百萬といふ數は其儘之を信用することは出来ませぬ。もつと少なかつたに違ひありませんが、正確な記録に依りますと、十數箇國の兵でありまして、其の國の名も將士の名も皆分つて居ります。それを見ても五萬六萬を下ることは無いのであります。其の數萬の兵を以て、僅か數百の兵を以て守つて居る此の小城を、何うしても落すことが出来ない。半年の久しきに互つて之を守り徹されまして遂に屈する所がない。屈しないどころか攻圍の賊軍は散々に叩かれたのであります。

此城に行つて見て驚くことがあります。山の所々に壇を切りまして、其處に夫々守備兵を配置するやうになつて居る。尙ほ最近數年前に初めて發見された所がありますが、山の中にずつと坑道を掘りまして、内部で自由に交通が出来る様になつて居る。外から見ると殆ど兵の影も見ることが出来ない。況や兵の動くことなどは全く見えな。坑の

内部で總て連絡を取つて活動して居たのではないかと思はれるのでありますが、此の堅固な城塞に據つて大敵を向ふに廻して半年の間少しも屈する所なく戦つて居られますと、それが聽て全國の義軍の奮起する基となりまして、新田義貞公が起ち、名和長年公が起ち、聽て鎌倉幕府が滅びまして、後醍醐天皇再び京都に御還り遊ばされることが出来たのであります。

所が其後に足利高氏が叛逆を敢てした。其時に、是は非常に狡い人で中國の豪族を利益を以て誘惑したので、それが皆足利高氏に従いてしまふ。楠公も何とも致し方の無い情勢になつた事を察して遂に湊川に於て討死をされる。本當は腹を切つて破くなつたのでありますが、其の破くなります前に其子の正行公―小楠公を呼んで、櫻井驛に於て、之に懇々説諭して郷里に還されるのであります。自分は今度を最期と思ふに依つて茲に御前を郷里へ還すのであるが、郷里に還つたならば、折角心身を鍛へ、將來必ず賊を討て。賊を討つて高氏を滅ぼせ。さうして忠義を盡すことこそ父への第一の孝行であるのだと、斯う諭して別れます。其の後小楠公も父の志を繼がれまして賊を討ち、遂に四條畷に於て戦死されるのでありますが、此の楠公父子の事を考へますと、其の當時日本の國は非常な亂脈になり、殆ど日本人の信實、日本の誠が失はれやうとした。其時に楠公父子が奮起して之を守られたのであります。

日本の誠は楠公父子に依つて支へられて來た。千早の城は極めて小さい城であり、なんでもない山城の様に見えるが、其城が即ち日本の信實を守り徹したのであります。吾々は此城を非常に尊い記念と考へ、國家に於きましても今日此城を保護しまして、城の現状を變更することは絶対に之を許されませぬ。何處までも之を國民全體の最も尊ぶべき記念物としやうといふので嚴重に保存して居るのであります。

此の精神の聽て復活して來ましたのが明治維新でありまして、此時に各地に起りました所の志士達は、皆此の楠公の精神を承け繼いで立つたのであります。其の證據として考へてよいと思ひますことは、愈々明治維新の大業が成就しました明治元年に、明治天皇の思召しに依つて湊川に湊川神社を建て、此處に楠公を祀ることゝなつたのであります。湊川神社は神戸に在りますが、日本に於きましては如何なる小さな子供でも之を知らぬ者はありません。皆湊川神社を知り、楠公を尊敬し、敬慕して止まないのであります。其の神社が明治元年に出來たといふ事は、明治維新の大業が楠公の精神を本にして出來たといふ事の證據であります。

是は獨り楠公ばかりではありません。楠公は武人ではありますが、文の方に於きましては北畠親房、顯家父子、此の方々の如きは代表的のものであります。顯家公は建武中興の時に僅か十六歳の少年で陸奥守に任ぜられ、今日の福島、宮城、岩手、青森、秋田、山形、所謂東北六縣の總督といふ所でありませう、文武兩方の權力を握つて地方の鎮撫に當られ、其後二度も大軍を提げて足利高氏を伐たれたのでありますが、聽て二十一歳の時に攝津の阿部野で戦死せられます。其後に父の親房公が出來まして、常陸の筑波川の下にあります小田の城に據られます。小田の城がうまく行かないで今後は關の城に據られます。此の二城に據つて戦ふこと前後六年、遂に何等の戦果を收むることなくして城陥り、吉野に歸られます。此の六年の戦ひか何の役にも立たなかつた様であります。さうでありませぬ。六年の間此處に奮闘された事は日本歴史の中の大きな力となつて後に残りました。即ち親房公は此間に於て、彼の有名

な神皇正統記及關城書といふものを、陣中戦鬪の間に書かれて居ります。それが日本國民の教育の上に非常に大きな力となつて居るのであります。日本の歴史を考へる上に於きまして、前の千早城、此の小田城、關城は極めて重要な城でありまして、之を考へる事なくしては日本の歴史は理解出来ないと申してよいのであります。

私はさういふ考から東京帝國大學に於て日本歴史を修めて居ります。學生には、必ず是等の城を見ないでは日本の歴史は分らないと考へまして、年々見せに連れて参りまして、今年で十五年位續いて居ります。丁度一週間前に學生を連れて見せて参つたのでありますが、さういふ事を考へますと、日本の歴史が斯様に見事に續いて來、日本に於て遂に一度も革命が起らず、日本の信、誠が守り通されたといふ事は、實に容易な事ではなかつたので、其間に幾多の忠臣の慘憺たる辛苦を積んで、初めて成されたことであるといふことが分るのであります。

それではさういふ人達は一體如何なる精神からそれ程の辛苦に甘んじたのであるか。それは親房公の書かれた神皇正統記を見ると明瞭に分ります。又顯家公の後醍醐天皇に奉られた上奏文といふものが發見せられました。それを見ても明瞭に分るのであります。それを詳しく申す暇がありませんが、一口に申せば、自分の利害損得といふことを考へず、何處までも陛下の御恩に報ひ奉らうといふ此心が根本であります。是は顯家公が戦死せらるゝ一週間前に奉られた上奏文であります。其の意味を撮撮んで申しますと、「私は元、書物を讀み學問をして居りました者で、戦争の事も分らなければ、地方の政治の事も分つて居りませぬ。併し勅令を蒙つて斯様に奔走して居るのであります。其の根本の精神は唯だ皇恩に報ひ奉らうと欲する一事であります。唯だ其事の爲に自分の承知して居らない事ではあります。三軍を指揮して戦争も致しますし、地方の政治に當つて居るのであります」と、斯様な事が書いてあります。

神皇正統記に於きましては更に詳細に其事が述べてあります。「凡そ吾々が朝晩頂いて居る御飯は、天皇陛下の御恩に依つて頂いて居るのである。又吾々は一日と雖も水なしには生命を全うすることが出来ないが、其の水を不由なく頂けるのは是れは 天照大神様の御恩である。其の御恩を考へるならば、吾々は自分自身の利害損得を考へず、何處までも 天照大神様の御仁徳に、天皇陛下の御恩に對し奉つて、報ひ奉らなければならぬ。其の爲には一命を捧げ奉つてよいではないか」といふ事を懇々と説いてあるのであります。

さういふ考へ方に就て今御一緒に考へなければなりませんことは、西洋の思想と東洋の思想との間に於ける根本の考へ方を一つ明にするといふ事でありませぬ。西洋の思想の根本は權利義務の上に立つて居ります。何でも自分の權利を主張する。所が東洋に於て一般に考へられて居る事、西洋と大きな違ひを爲して居る事は恩の考へであります。日本の言葉で之をお蔭と云つて居りますが、是が東洋思想の根本を爲して居ります。殊に恩といふ事を詳しく説いて居るのは印度でありまして、印度では之を詳細に分類して説いて居ります。例へば四恩―父母の恩、衆生の恩、國王の恩、三寶の恩など、申します。佛教の中で恩の事を殊に詳しく説いて居りますのは心地觀經といふ御經であります。是は印度の御經でありまして、それが支那語に翻譯されましたのが今から約千年ばかり前でありませぬ。譯したのはカシユミール國の僧侶で般若三藏といふ人でありませぬ。般若三藏が印度の御經を讀んで之を支那語に口で翻譯するのを

日本人の靈仙といふ僧侶が支那文で書取つたのであります。それが今申した心地觀經であります。之を讀みますと實に胸を打たれることが多いのであります。其中に斯ういふ言葉があります。「あなた方は世間で何ういふ人が富み、何ういふ人が貧しいと考へるか。それは慈母——いつくしみ深き母のみますことが最大の富である。財産が山のようにあつても、そんなものは富ではない。之に反して母既になく、家に歸つても慈しみ深き言葉をかけて呉れる母親が無い、是が最も貧困な状態である。母のみます時は之を日中に譬へれば即ち賑やかな日中であり、母亡き時は淋しい日暮れである。日が西に沈んで世の中が眞つ暗になつて行く、それが母親の亡くなつた時に比すべきではないか。之を夜に譬へれば、母のみます時は月明かなる美しい月夜であり、母亡き時はあやめもわかぬ暗夜に比すべきではないか。母親といふものは實に千萬の富にも替へられぬ財産である。母あることが最大の富有である。さういふ譯であるから、あなた方は力めて母親に孝行を盡さなければならぬのだ」といふ様な事が書いてあります。さうして前に擧げました四恩といふ様な事を懇々と説いて居るのであります。然るに日本に於きましては斯様な四恩といふ事を唯一つの恩に歸着して居る。それが日本の特長であります。一つの恩といふのは即ち皇恩であります。此の皇恩に歸着せしめて居るといふことが日本の特徴であります。日本を理解するには日本の根本精神を理解して頂かなければならぬ。其の皇恩に報ひ奉らうとして楠公は千早に據つて奮闘されたのであり、此の皇恩に報ひ奉らんが爲に北畠顯家は十六歳にして陸奥守となり二十一歳にして阿部野で戦死せられたのであり、又此の皇恩に報ひ奉らんが爲に親房公は小田城關城に於て奮闘されたのであります。さうして唯だ皇恩に報ひ奉らうとする心から自分一身の利害損得を考へずし

て進んで來た。それが日本の國の歴史であり、日本の國の姿であります。斯ういふ所を見て參りますならば、茲に日本歴史の本當の理解も出來、同時に日本の國の底力が何處に有るかといふことも理解し得られると思ひます。而して此の所にこそ亞細亞といふものゝ再び興る原動力が存するのであります。亞細亞がこゝ三百年程の間に西洋諸國の爲に散々に蹂躪せられたるに拘らず、最後まで有力な獨立國家として残りました日本は、是は偶然にして残つたのではなく、此の努力の中に、此の精神の中に残つた、其の底力を見なければならぬ。其の日本の信、日本の誠が、日本の道義といふものが、今や再び亞細亞興隆の爲に奮起することになつたのであります。

而して今や滿洲國の輝かしい生誕を迎へまして日滿提携し、更に日滿蒙提携し、而して今や日滿蒙支まで提携しまして亞細亞の興隆を見やうとする。是は誠に喜ぶべきことであり、是よりして亞細亞の歴史は又光を帯びて來るに相違ない。亞細亞の地圖も、亞細亞の歴史も從來とは違つた意味を以つ光を帯びて來るに相違ない。前には亞細亞の地圖を見、亞細亞の歴史を見ることは一つの悲しみでありました。此處もヨーロッパに取られたのであるか、此處もヨーロッパの屬國になつたのであるかと。然るに今や亞細亞の歴史、亞細亞の地圖は再び光を帯びて來やうとする。其時に於て吾々は非常な希望を覚えるのであります。然しながら是は決して一朝一夕にして出來ることではなく、前途には幾多の難關を豫想しなければならぬ。非常な困難が是より十年、二十年、三十年續くかと思ひます。是は當然の事であつて、既にロシアが亞細亞を侵略したるも三百年の歴史を有つて居り、イギリスが或はフランスが亞細亞を侵略し來りましたのも是亦三百年の歴史を有つて居ります。イギリスが印度を取らんが爲に東印度會社を設立した

のは西暦一六〇〇年で三百四十年程前の事であります。ロシアと云ひ、イギリスと云ひ、三百數十年の間、倦まず撓まず努力してシベリヤを印度を經略して來た。それに對して今、日滿蒙支是等の國々が奮起して亞細亞を興さんとする場合に、十二年或は二三十年の努力で是が片付くと考へてはならない。吾々は何百年と雖も努力を續けなければならぬ。如何なる困難が前に横らうとも一筋に努力を續けて行かなければならぬ。其の場合に吾々の考ふべき事は信である。若し信なくんば假令武力に於て如何にあらうとも、或は經濟力に於て如何にあらうとも、それは到底成就せらるゝものではない。孔子が政治の必要條件として先づ説かれた所のは、軍備の充實、經濟生活の安定、而して民に信あらしめるといふ事である。而も其の三つの中に於て先づ去るべくんば軍備の充實、次に去るべくんば國民の經濟生活の安定、何を除いてもよいが、然しながら民に信を失はしめてはならぬ。民に信なくしては國は立つことが出來ないと、斯様に説かれたのでありますが、茲に興亞の原動力といふものも、矢張り此點に存するといふことを確信するのであります。日本の此の見事な歴史が、其の根本に於て信に出で居ることを考へます時に、此の事は一層痛切に感ぜられるのであります。

皆様は今回の御旅行に於て色々御考へになることが多いであらうと思ひますが、どうか表面的に物を御考へになりませんで、日本の正しい姿、眞の姿を御覽願ひたいと思ひます。表面だけ御覽になりますれば、是は洵に御恥しいこととありますが、日本にも色々評すべき點があります。それは私共決して包み匿さうとは思ひませぬ。然し其等は一時の病氣と御考へになる外はない。吾々としても全力を擧げてそれを治して行かうと思ひますが、皆様に御覽を願ひ

たいと思ひますことは、日本の根本の姿が何處にあるか、其の日本の眞實の姿、奥底の力であります。其の日本に於て明瞭に認められたる信實といふものこそ、是こそ興亞の原動力ではないか。此の信なくしては到底興亞の大業は成就し得らるゝものではないと、斯様に考へるのであります。御話申上ぐべき事は多々ございますけれども、もう時間も無い様でございますから之を以て失禮致します。(終)

滿洲國に於ける

## 土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

民事司長  
大同學院教官  
菅原達郎

一 緒 言

滿洲國は農業國である。最近でこそ産業五ヶ年計畫の遂行に依り鑛工商各部門が飛躍的發展を爲しつつあるが、今尙農民が全人口の八〇%以上を占め農産物主要物産の大宗である。況んや今より八年前建國の當初に於ては純農業國であると謂つて差支なかつたのである。滿洲國が全人口の八〇%以上を占むる農民を擁し農業を以て立國するからには、農民の生活を安定せしめ農業の繁榮を期することは政治の要諦であらねない。然るに舊政權下に於ける秕政は専ら農民を課税の客體とし搾取の目的としてゐた。各省は軍閥を統治者とする獨立國の觀を呈し、この軍閥は財政的見地から自己本位の土地行政を行ひ苛斂誅求を事とし、又その走狗なる土豪劣紳は廣大なる土地を兼併して暴斂搾取を事としてゐたのである。加之建國前後兵馬倥傯の裡に農民は流離し田園は荒廢に瀕してゐる。民心の安定、治安の確立の上からも將又國家經濟充實の上からも、速かに土地制度を確立し、農業政策を樹立せねばならない。於之政府は建國直後大同元年（昭和七年）五月民政部の外局として土地局を設くるに至つたのである。

土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

然らば建國前後に於ける法律上から觀た土地制度及び土地權利關係はどうであつたか。滿洲國は大同元年（昭和七年）三月九日政府組織法、人權保障法を發布して國家生成の大本を確立したが、當時は兵馬倥傯國事多端の際であつたから、固より大小巨細の法令を制定する邊がなかつた。故に同日別に教令第三號を發布して、建國の主旨及び國情に牴觸しない限り、暫行的に從前の法令の條項を援用することを宣示した。この從前の法令即ち中華民國の法令は、前清の末葉以降治外法權撤廢の實現を目的として異常なる努力の結晶として制定されたもので、學問的にこれを觀れば諸外國のそれに比して必ずしも遜色がないと思ふ。殊に民法の如きは民國十八年（昭和四年）に制定されたもので日本民法を母法としこれに獨逸民法、瑞西民法及び同債務法等を多分に斟酌して最新の學說に依據して居り、極めて進歩的な法律である。

而して民法第三編物權中の規定を觀るに支那古來の典權を認めてゐる外、其他の點に於ては日本民法第二編物權と大同小異であり、又民國十一年（大正十一年）制定された不動産登記條例も日本不動産法を母法としたもので、その内容は後者に比し簡素であるが、甚しき差異は認められない。然しこれらの土地法規が日本のそれと大同小異であることと云ふことは必ずしも其の改正の必要がないといふことを意味しないことは、既に日本に於ても耕作權の確立、自作農の創設等の諸問題を中心に新しき土地制度が意圖されてゐることによつても明かである。況んや農業立國の滿洲國に於ては土地制度は最も重要な國策なのであるから、合理且公正なる土地制度の確立の緊急なること謂ふを俟たない。加之滿洲國が獨立國家として舊政權の霸權を脱したからには獨自固有の法制を有すべきことは極めて當然なことであり、又かゝる際こそ遠大な企圖の下に制度法令の樹立制定を爲すことが可能であると謂はねばならぬ。故に司法部に於ても康徳元年（昭和九年）の初頭から新興國家たるに相應しい法令の制定準備に着手したのである。

## 二 土地制度調査機關

前述の如く滿洲國の政府は大同元年（昭和七年）五月民政部の外局として土地局を設けたが、その所管事務は左の如くであつた。

- (一) 土地の調査及測量に關する事項
- (二) 地籍及地籍圖の調製に關する事項
- (三) 土地の整理及び權利の審定に關する事項
- (四) 土地の利用及び土地政策の研究に關する事項

この土地局の官制は其の後大同二年（昭和八年）八月に一部改正された。即ち前記の一が土地の調査に關する事項、二が地籍及び地籍測量並に地籍圖の調製に關する事項となつたのであるが、其の所管事項の實質には何等消長増減がなかつた。土地局が設置された大同元年當時に於ては全國の土地が如何なる状態にあるかさへも判明してゐなかつたことと思ふ。前述の如く建國前に於ては奉天、吉林、黑龍江、熱河の各省に割據せる軍閥は各々獨自の土地行政を行つてゐる。土地の拂下、開墾及び課税等に關する公法的規定は汗牛充棟といつた様な状態であつた。そしてこれらの法令中には中央政府に於て發布したものもあり、地方政權に於て發布したものもあるが、其の間規定の矛盾牴觸がある

土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

のみならず、前述の大同元年敕令第三號は従前の法令を全面的に援用してゐるのではなく、建國の主旨及び國情に低觸しない條項のみを援用することを宣示したのであるから、これらの土地法規の效力についても種々疑義が生ずる。然るに新國家を形成したからには財政的基礎を確立することが緊急事であり、當時に於ては地租が歳入の大宗であつたから、土地局當面の事務は自ら公法的分野に於ける土地制度の調査研究に向けられたやうであつた。

司法部に於ては前述の如く康徳元年（昭和九年）初頭、重要司法法規の制定準備に着手することになつたのであるが、民法中物權編の制定については特に舊慣及び現行制度の調整研究を必要とするといふ觀點から、民事司（民事局）はこの點に相當の努力を傾倒してゐた。又これと前後して實業部（農林、商工省）は農業生産力擴充の見地から、經濟部（大藏省）は課税公正の見地から、それぞれ土地制度の現状調査を開始するに至り、殊に康徳元年（昭和九年）十二月には實業部の外局として臨時産業調査局が設けられ、農村實態調査に相當の努力を注ぐことになつた。

かくの如く政府の各機關が各々独自の觀點から調査研究を行つてゐるが、必ずしもその間の聯絡協調を期しがたく従つて調査研究の結果を最大限度に利用し得ない憾があるのみならず、政府としては大局に立脚して恒久的な土地制度を確立し農業政策を樹立する爲めには、総合的な調査研究を行ふ必要がある。於之康徳二年（昭和十年）八月臨時土地制度調査委員會を設け、土地制度に關する慣行調査及び學術的研究を行ふことになつたのである。この委員會は官制に依つて設けられたのではないが、政府關係各部の關係官、日滿兩國の學者、實務家を網羅したものであつた。

この委員會はこれを構成してゐる委員、幹事が執れも他の劇職にあり、且又豫算等も潤澤でなかつた爲めに委員會自體としては必ずしも完全なる機能を發揮したとは言ひ得なかつたと思ふが、委員、幹事は其の所屬官廳に於て、委員會が調査研究に最善を盡し、其の結果が委員會に於て論議検討されたから、相當の成果を收めたと信じてゐる。

敘上の如き機構に依つて土地制度に關する調査研究を行つたのであるが、その結果に依つて漸次その概貌も明かにされ、又將來の方策についても見透しがついたので、康徳三年（昭和十一年）の初頭には愈々物權法の起草に着手するに至つた。尤も當時物權法に於ては土地權利に關する若干の規定を置くに留め、土地制度、土地權利全般に互る土地法を制定してはどうかとの議論もあつたが、私は當時の實情を觀て時期尙早と考へたので反對した。即ちかかる土地法を制定する爲には尙調査研究を爲さねばならぬ事項が極めて多く相當の日時を要するが、この調査研究の完成まで現状の儘放置して置くことを得ない。故に當面の問題解決の爲には物權法その他單行の土地關係法規を制定し、將來適當な時期に綜括的な土地法を制定すべきであると信じたのである。

かかる事情で物權法の制定に着手することになつたが、一方これと平行して土地所有權の具體的確定即ち地籍の設定と地目の調査等を爲すべきであるとの結論に達し、政府は土地局をしてこの點に主力を注がせることにした。即ち同年三月從來民政部の外局であつた土地局を國務院の外局とし、地籍整理局と改稱して其の機構を擴充強化し、地籍の設定、土地權利の審定及び土地制度の確立、舊慣調査に關する事項を管掌せしむる事にした。尙從來の臨時土地制度委員會の機構を強化し、新に官制を定め國務總理大臣を會長とする土地制度調査會に改組した。

其の後康徳四年（昭和十二年）六月地籍整理局の官制が一部改正になり、其の主管事項中「土地制度確立に關する

土地制度の調査と土地法規の制定に就いて



事項」が削除されたが、それは地籍整理事業に最大の努力を傾倒せねばならなくなつたことと土地制度確立については其の本質上司法部其の他の關係官廳に於て調査研究することが妥當であるといふ理由からであつた。

### 三 土地制度の概貌

滿洲に於ける土地制度は複雑多岐であるとして一般に想像されてゐた。その理由は(一)滿洲に於ては各省は軍閥を統治者とする獨立國の如きものであり、この軍閥が財政的見地から各々自己本位の土地行政を行つたこと、(二)滿洲には數種の民族が居住し、その居住地帯が大體に於て民族的に分れてゐる爲各地方に民族別に依る慣習が存在してゐること、(三)滿洲は領域が廣大であり、各地方の文化、殊に經濟生活の程度に著しい差異のあること、(四)滿洲の住民は幾百年の惡政に虐げられた結果、官憲の制定した法令に信頼せず、自己擁護の必要上自然に發した慣習が各地方に存在すること等であらう。然し調査研究の結果、私の得た結論は、前述の如く舊政權時代に於ける公法的な土地法規は頗る多いが、私法上の權利義務の内容は概ね現在の法理を以て解決し得るといふことであつた。

民法物權編及不動産登記條例等二、三を除けば土地法規は土地の開墾促進、國有地の拂下及び使用許可、土地の測量、土地に關する公租公課等に關するもので、その數は多いが、それらの公法的、行政的法令は土地制度の根幹を爲すものではない。又所有權の主體を標準として觀るときは、(一)國有地、(二)公有地(地方公共團體所有地、地方公益團體所有地)、(三)私有地(民有地、王公莊地)、(四)皇產、(五)蒙地(正式開放蒙地、事實上の開放蒙地、未開放蒙地)、(六)旗地等に分類し得るが、このうち蒙地を除いては現在の所有權の觀念と全然差異がない。更に又土地の利益權、擔保權についても典權を除いては殆ど特殊なものがなく、租權とか押權とか種々の名稱を用ゐてゐるが、その權利義務の内容を觀るに概ね民法上の地上權、永佃權(永小作權)、賃借權、抵押權(抵當權)、質權の觀念を以て律し得るものである。

尤もその間各地方によつて若干慣習と認むべきものもあるが、或は物權と債權との觀念が分化しない結果生じたものであり、或は土地所有者の耕作者搾取の爲めの契約の内容が慣習化したと觀らるるものもあるので、後者の慣習の如きは必ずしも考慮に値ひするものではない。又前述の如く滿洲は領域が廣大で地方により文化の程度に著しい差異があり、例へば鐵道沿線殊に滿鐵沿線の如きは日本内地と同一水準に達してゐるが、一步沿線を距れば文化の程度が著しく低く今尙封建的色彩が濃厚である。かかる封建的社會の因襲から生じた慣習を法制化するには慎重なる考慮を要する。

支那に於ては原則として外國人に對し土地所有權その他土地に關する權利の享有を認めてゐなかつたので、滿洲國に於てもこの原則を踏襲してゐる。この外國人の土地權利享有禁止については、特に法律の明文がないが、永い間國家的方針として堅持され、これを前提とする幾多の法令及び判例がある。この原則に對する例外は、(一)滿鐵附屬地の所有權、(二)日本人の南滿洲及東部内蒙古に於ける商租權、(三)舊北滿特別區に於ける租權、(四)商埠に於ける租權、(五)外國教會の土地所有權及び租權等であり、尙安東及營口には日露戰爭當時日本軍の所有に歸し、今尙日本國の所有なりと目すべき土地がある。これらの外國人の有する土地權利の内容、性質及び取得の沿革は頗る興味ある間

土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

題であるが、今茲に詳述する餘白を持たない。只これらの土地権利は滿洲國の土地制度の確立とともに漸次解決さるべき問題であり、既に日本人に關する限り條約に依り土地權利享有問題は解決されてゐる。

敏上の如く滿洲國の土地制度を確立するに當り、私法上大なる特異性がないとれば皇産、蒙地等の特殊の土地關係を處理すると共に、農村の恒久的繁榮を圖る大方針の下に土地の公正なる配分及びその維持、自作農の創設、耕作權の保護等につき考慮すべきであるとの結論に達するのは當然である。故に土地制度調査會に於ては左の事項につき調査研究を遂げ、其の結果を國務總理大臣に答申したのであるが、ここには答申事項中物權法要綱のみを掲げ、他は割愛する。尙この物權法要綱はその後司法部に於て民法物權編の起草に當り詳細に検討された上若干の改變された點がある。

- (一) 皇産の處理方針
- (二) 蒙地の處理方針
- (三) 新京特別市内に於ける開放蒙地の權利關係整理に關する件
- (四) 錦熟蒙地權利及貢納整理要綱
- (五) 浮多地及私墾地處理要綱
- (六) 不明及不在地主地處理要綱
- (七) 物權法要綱

(八) 暫行地籍法要綱

土地制度調査會が國務總理大臣に答申した物權法要綱は左の如きものであつた。

物 權 法 要 綱

民法物權編は左記要綱に依り之を制定するものとす。

- (一) 所有形態は單一完全所有形態を原則とし、分割所有形態を採用せざること。舊慣に依る吃租權、耕種權等の如き分割所有形態は之を適當に整理す。
- (二) 物權の種類及内容は現行援用民法程度とし、所有權の一態様たる公同共有權は總有權と爲し其の内容を詳細に規定すること。
- (三) 新に入會權を認め日本民法の如く共有及地役權の規定を準用することなく別に其の内容を規定すること。
- (四) 條約に基く各種租權は之を民法上の適當なる權利種目に整理すること。
- (五) 他人の土地の使用収益を爲す權利は凡て之を物權とす其の權利の目的が建造物、立木の所有又は耕作其の他事實上長期に亙る使用収益に在るものなるときは契約期間に不拘地上權又は永佃權に關する規定を適用すること。
- (六) 外國人に對しては條約に依るに非ざれば土地に關する權利能力を認めざること。
- (七) 家屋、立木等は地籍簿に土地と共に之を登録するものとする。

土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

- (八) 法律行為に因る土地物権の得喪變更に付ては地籍簿登録を以て效力發生の要件とすること。
- (九) 法律行為以外の原因に因る土地物権の得喪變更に付ては地籍簿登録を以て善意の第三者に對する對抗要件とすること。
- (十) 地籍管理官廳、土地執照の發給、地籍簿登録に關する事項は之を土地法中に規定すること。
- (十一) 土地物権得喪變更の登録申請に付ては土地執照の提出を要件と爲すこと。
- (十二) 土地權利の登録に公信力を認むること。
- (十三) 土地物権は地籍管理官廳に於て之を地籍簿に登録することと爲して從來の不動産登記簿を廢止し、其の登録事務は之を司法部大臣の監督下に置くこと。

#### 四 物權法及び不動産登録法の制定

一、前述の如く滿洲國司法部に於ては既に康德元年(昭和九年)初頭司法々規の制定を企圖したのであるが、當時は未だ人的機構が充實されてゐなかつたので、民刑事司に於てそれぞれ準備調査に着手した程度であつた。そこで同年十月司法部に參事官を置き又翌年七月には國務總理大臣の名を以て日本に於ける斯學の權威を顧問に委囑したが民法總則編及物權編については參事官は萬歲規矩樓氏(現滿洲國最高法院審判官)、顧問は東京帝國大學法學部の穂積、我妻兩教授であつた。最初の計畫では康德四年(昭和十二年)十二月までに主要司法々規の制定を完了する豫定であつたが、康德三年五月頃に豫定を變更して康德四年六月末日迄に完成することに決定した。これは領事裁判權撤廢に應

ずる爲めであつたが、康德三年五月當時は未だ物權法は要綱案さへも作成されてゐなかつたので、當時民事司(民事局)の科長であり、於又臨時土地制度調査委員會及びその後身たる土地制度調査會の幹事をしてゐた關係上、私が物權法の總則から用益物權まで、萬歲參事官は典禮權及び擔保物權の起草を擔當することになつた。

二、當時一部の人々の間に於ては滿洲國の土地制度については種々の慣習があり、現行民法に依つて支配されるよりも寧ろ慣習に依り律せられてゐる状態であるから、今急速に詳細な物權法を制定するよりも物權に關する若干の基本的規定を設け、其の他は總て慣習に因る旨を規定するに止めることが妥當であるとの論があつた。然し私は既述の如く私法上から觀た滿洲の土地制度は必ずしも著しい特異性を有するものではない。尤も蒙地に於ける所有權の如きは單一完全な所有權の觀念を以ては律し得ぬが、かかる所有形態をこのまま保持すべきではないと信じてゐた。

更に又滿洲國の特殊事情から謂つても到底慣習の總てを容認することを得ないとの見解を持つてゐた。然しながらこれは慣習の價值を否定するものではない、物權法の如きその國の特殊性を反映する法令の制定に當つては十分に從前の慣習を調査検討せねばならぬこと固より論を俟たない。又法は人爲に依り作るものではなく、自然になるものである、換言すれば民族意識、國民感情はその表象である永き傳統等から自ら湧出し生成するものであり、立法者は單にこれを抽出し統合して法的體系を與ふるに過ぎないとの觀點からも慣習の價值は否定し得ないであらう。然しそれは必ずしも法がその國從來の文化にのみ追隨すべきであるといふことを意味するものではない。滿洲國の如く國全體としては比較的文化的水準が低く且封建的殘滓の尙多分に存する國に於ては、法がある程度に於て啓蒙的、指導的役割

を演ずることは妥當且必要であると謂はねばならない。更に又滿洲國は原有の滿漢蒙各民族の外日鮮民族をもその構成分子としてゐる國であるから、單に原有民族の文化にのみ立脚する法は許すべきではないのみならず、日滿兩國の特殊關係から觀ても經濟に關する一般法はなるべくその内容の近似してゐることが望ましいと謂はねばならぬ。

三、敍上の觀點から滿洲國司法部は物權法についても詳細なる規定を設けることに決定し、物權法に於て解決しがたい蒙地の所有權其の他に關する問題は他の方法に依り解決することにした。而して康徳三年（昭和十一年）十一月民法物權編制定要綱案の脱稿を見たが、この案は要綱とは謂ふものの殆ど規定すべき條文全體に互り詳細なものであつた。尙物權法は他の民法法規とも密接な關係があるので、同年十二月右要綱案の骨子を民法法規制定の顧問全員の會議に附議して左の如く決定した。民法以外の民法法規制定の顧問は、池田寅次郎博士（民訴、強制執行）、松本蒸治博士（商法）、田中耕太郎博士（同上）、村上貞吉氏（全般）であつた。

### 民法物權編制定大綱ニ關スル顧問會議決定事項

第一 物權ノ種類ハ左ノ如ク定ムルコト

一、占有權 二、所有權 三、地上權 四、耕種權 五、地役權 六、留置權 七、質權 八、抵當權 九、典權

第二 各物權ノ内容ノ大要ハ左ノ如ク規定スルコト

一、占有權ニ付テハ概ネ現行滿洲國民法ニ則リテ規定ス

註 章ノ名稱ヲ「占有」トセズ「占有權」トスルコト

二、所有權ニ付テハ概ネ現行滿洲國民法ニ則リテ規定ス總有ニ付テハ數ヶ條ノ原則的規定ヲ設ク

註 土地ト建物ハ別個ノ不動産トスルコト

三、地上權ハ工作物所有ノ爲他人ノ土地ヲ使用スル權利トシ、概ネ日本民法、現行滿洲國民法、日本借地法ノ規定ヲ參照シテ規定ス

註 (1) 物權タル地上權ノ外債權タル土地ノ賃借權、使用賃借權ヲ認ムルコト

註 (2) 樹木ノ所有ヲ目的トスル他人ノ土地ノ使用權ハ地上權トセズ次項ノ耕種權トスルコト

四、耕種權ハ耕作、樹木ノ栽培又ハ牧畜ノ爲他人ノ土地ヲ使用スル權利トシ、概ネ日本民法ノ永小作權、現行滿洲國民法ノ永佃權ニ關スル規定ヲ參照シテ規定ス

註 (1) 物權タル耕種權ノ外債權タル土地ノ賃借權、使用賃借權ヲ認ムルコト

註 (2) 「耕種權」ナル名稱ニ付テハ尙考慮スルコト

五、地上權及耕種權ニ付テハ權利者ニ先買權、地上物件ノ買收請求權、契約更新請求權等ヲ認メ權利者ノ利益ヲ保證ス

註 土地及建物ノ賃借權ニ付テモ民法賃借編又ハ特別法ヲ以テ本項ト同趣旨ノ保護規定ヲ設クルコト

六、地益權ニ付テハ概ネ日本民法、現行滿洲國民法ヲ參照シテ規定ス

七、入會ニ付テハ獨立ノ章ヲ設ケス所有權ノ章下ニ現行滿洲國民法第七九〇條ノ如キ原則的規定ヲ設ケ權利ノ内

土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

容ニ關シテハ慣行ニ讓ル

- 八、留置權ニ付テハ概ネ日本民法、現行滿洲國民法ヲ參照シテ規定ス
- 九、質權ニ付テハ概ネ日本民法ノ動産質及權利質ニ關スル規定竝ニ現行滿洲國民法ヲ參照シテ規定ス
- 十、抵當權ニ付テハ概ネ日本民法(滌除ニ關スル規定ヲ除ク)、現行滿洲國民法ヲ參照シテ規定ス
- 十一、典權ニ付テハ概ネ慣行、現行滿洲國民法及日本民法ノ不動産質ニ關スル規定ヲ參照シテ規定ス
- 十二、「先取特權」ナル物權ハ之ヲ認メス日本民法ノ先取特權ニ相當スルモノノ中特ニ必要ト認ムルモノニ付テハ債權ノ效力トシテ民法債權編又ハ破産法中ニ之ヲ規定ス

### 第三

- 一、法律行為ニ因ル不動産物權ノ得喪變更ニ付テハ登記ヲ以テ其ノ效力發生要件トシ、相續、競賣、公用徵收又ハ判決ニ因ル不動産物權ノ取得ニ付テハ登記ヲ要セスシテ效力ヲ生スルモノトス
- 二、登記簿中權利關係ノ變更ニ關スル事項ニ付公信力ヲ認ム

註 右一及二ニ關スル規定ハ地籍整理完了區域ニ限り施行シ、未完了區域ニ付テハ從前ノ規定ニ從ヒ登記ヲ以テ對抗要件トスル旨ヲ物權篇施行中ニ規定スルコト

- 三、司法部大臣ノ監督下ニ特別ノ官廳ヲ設ケ地籍ノ管理及不動産登記ヲ管掌セシム
- 備考 本決定事項ハ民法物權編制定要綱審議ノ結果多少修正スルコトアルヘシ

この大綱案につき顧問會議で最も論議された點は、法律行為に因る物權の得喪變更に付ては登録を以て效力發生要件とすること、權利關係に關する登録簿の記載に公信力を認むること、過失なくして登録簿記載の權利關係を信じて取引を爲したる爲め不慮の損害を蒙つた者に對しては國家に於てこれを補償することに關してであつた。

顧問會議決定事項の備考は後日これらの點を再検討して修正するかも知れぬといふ意味で記載されたのであつた。然し滿洲國としては既に遠大な計畫の下に多大な經費を以て地籍整理事業に着手したのであるが、この事業は遠大な産業政策の下に企畫され且右の如き登録制度を採ることを前提としてゐるので、若しかかる登録制度を採らないときは多額の費用を投じて精密なる地籍圖を調製する意義は大半喪はれることになるのであつた。

この民法物權編制定要綱に基き前記制度要綱を検討し立案に着手したが、康徳四年(昭和十二年)一月には第一章案の脱稿を見、更に稿を改むること四回、第五草案に至り司法部案として確定するに至つた。而して爾後正規の手續を経て同年六月十七日公布され、十二月一日より施行されたが、其の梗概については及川徳助氏が會て法律時報に於て紹介され、又未弘博士によつて論評されたところであるから、今更縷述する必要がないと思ふ。只本法制定に當り特に留意した點は、(一)不動産物權の得喪變更に付ては原則として登録を以てその效力發生要件として取引の安全を圖つたこと、(二)用益物權の效力を強化して現實に土地の使用を爲す者を保護したこと、(三)從來の慣習を尊重した事等である。

右(一)については先にも一言したが、(二)の用益物權強化については將來の社會政策、農業政策の見地から、地上土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

權、耕種權の存続期間の短期の制限、地上權、耕種權消滅の場合に於ける契約更新請求權、工作物買取請求權、黙示の契約更新の擬制、地上權、耕種權の地代増減請求權、地上權、耕種權の目的たる土地の滅失其の場合に於ける地代減額請求權、地上權者、耕種權者の土地先買權、消滅前工作物滅失し更に工作を築造した場合の工作物保護に關する諸規定を設けた。又(三)については典權の規定以外には慣行を成文化したものは比較的少なかつたが、これは全國共通の慣習が殆どなかつた當然の結果であつた。然し乍ら各地方に於ける慣習もこれを尊重し個々の條文の但書に於て慣習に優先的效力を認めたものが相當多い。

本法はその施行後一年數ヶ月を経たが、その實績に徴するに特に改正を要すべき點を認めない。只文化程度の低い僻陬の地には一般に新法が普及徹底してゐないやうに思はれる。例へば前述の如く本法は土地の用益權者を高度に保護してゐるが、地主小作人ともにこれを知らない爲か小作條件などは今尙苛酷なものが多い様である。これは單に物權法のみの問題ではなく法令全般について然りであるが、その普及徹底については政府に於ても種々工作をしてゐる。

四、日本内地の人々の中には、滿洲國に於ては不動産登記法などはなく、土地所有權の得喪は所謂地券の授受に依つて行はれてゐると思つてゐる人も少くはないやうである。然し登記制度は既に三十年以上も前から存在して居り、民國十一年(大正十一年)に公布された不動産登記條例及不動産登記條例施行細則は日本の不動産登記法及び不動産登記法施行細則を母法としてゐる内容が大同小異である。而して實際に於ても一般の想像以上に登記が勵行されてゐた。

のであるが、舊政權時代に於ける官吏は頗る無責任なもので、受理した登記申請書を積み重ねて置くのみで登記簿に記載をしない。謂はば登記料の徴收のみを目的としたもので、事實上登記を完了しないに拘らず不適式な登記證明書を作成交付する。かゝる實狀で登記制度は完備してゐたが、登記事務は誠に紊亂してゐた。勿論舊政權時下の官廳事務は總てこれと同一の状態であつて、獨り登記事務のみではないのであるが、滿洲國成立後司法部はこの紊亂した登記事務の整理の爲め異常な努力をしたのである。尙建國前後に於ては登記制度の普及してゐたのは鐵道沿線等文化の高い地方のみであつたが、現在に於ては全國に一一七ヶ所の登記處があり、登記事務そのものも著しく刷新整正された。

前述の如く民法物權編は不動産物權の得喪變更に付ては原則として登録を以て效力發生要件とし、登録簿の記載に付公信力を認めたのであるが、この制度を直ちに全國一齊に施行し得ない状態にある。即ち登記制度が相當に普及してゐるとは謂へ登記されてゐる土地は全國の土地の小部分に過ぎない。故に新物權法の登録に關する規定は地籍整理局に依つて地籍整理が完了された地域にのみ施行することにした。實は前に一言したやうに當初からその考で物權法を制定したのである。

新不動産登録法は康徳四年(昭和十二年)九月三十日公布され、同年十二月一日から施行されたが、新物權法の主義に即應して制定されたものである。前述の如く本法は地籍整理完了區域に於てのみ施行され、其の他の地域に於ては不動産登記法(康徳四年十一月二十九日公布同年十二月一日施行)が施行されてゐる。

さて不動産登録法は如何なる特色を有するかといふと、登録官署を市公署(市役所)、縣公署(縣廳)、旗公署(興安各省及熱河省=在り他ノ省=於ケル縣公署=該ル)とし、これらの公署に「登録官」を置いたことである。而して司法部大臣は登録事務に付市長、縣長、旗長及び地方法院長を監督し、地方法院長は登録官を監督する。又登録簿には課税標準としての地目、地價、等級が登録さるゝ關係上經濟部大臣は登録事務中課税に必要な事項に付市長、縣長、旗長を監督し、稅務監督署長は右の事項に付登録官を監督することになつてゐる。一般の登記は非訟事件として法院の管轄するところであるが、登録については滿洲國の特殊事情に鑑み地方行政官廳をして管轄せしむることとしたのである。然し私はこれに對して大なる疑問を持つてゐる。司法部も亦登録事務の處理については高度の法律知識を要するといふ觀點から、地方行政官廳を登録官署とすることに反對の意見を持つてゐる。

現在の實狀を觀るに、地籍整理完了の結果登録事務を開始した市公署縣公署は十數ヶ所に達してゐるが、事務處理に遺憾なる點が少くないやうであり、再検討の必要に迫られてゐる。尙物權法が登録簿に記載された權利關係につき公信力を與へた當然の結果として國家補償の制度を認めたことは前述の如くであるが、不動産登録法に於ては損害審査機關として不動産登録補償審査委員會なるものを認めてゐる。即ち損害を蒙つた者は司法部大臣に補償の請求をし、司法部大臣は補償審査委員に審査を要求する。補償審査委員會の補償の裁決に不服あるときは一ヶ月以内に地方法院に訴し得ることになつてゐる。

次に所謂地券について一言しやう。地券は執照、地照等種々の名稱を以つて呼ばれてゐるが、一種の土地所有權の證明證券である。或は地權の效用を過大評價して滿洲國に於ては不動産登記制度を廢止して専ら地權制度に依るを可と論ずる人もあるやうであるが、これは滿洲國の實狀を知らざる笑ふべき謬見である。即ち現在に於ては農民は土地を二重にも三重にも金融の擔保に供する程度に向上してゐるし、又其の必要に迫られてゐる。地權を以ては一回の金融を得るのみであるし、且公示制度としては殆ど意味をなさない。殊に舊政權時代に於ては當該官廳事務の紊亂と官紀地綫の爲め同一土地につき數通の地券を發給してゐる例が少なくなく、又偽造の地券もあり、甚しきは同一土地につき二十數通の地券の存するものがあり、地券所持者の中孰れが正當な土地所有者であるかが頗る認定に困難である。

現在地籍整理事務上最も困難を感じてゐるのは土地所有者認定であるが、この困難は舊政權時代に於ける無責任な他券發給の當然結果である。故に地籍整理完了區域については、完了と同時に地を發給するが、その後は發給しないことにした。この最初の地券も發給の必要がないのであるが、農民中には今尙地券に對し愛着を持つてゐるものもあるから、民心安全を顧慮し本人の請求があれば發給することとしたのであるが、廢止説も有力である。又地籍整理完了區域に於ては暫行土地執照發給規則に依り地券を發給してゐるが、將來は當然廢止さるべき運命を持つてゐると謂つても差支なす。

##### 五 地籍整理及商租權整理

一、滿洲國の土地問題は前述の如く蒙地等の如く所有形態につき検討し解決せねばならぬものもあり、且將來の土地制度等にもつき考慮せねばならぬものも多々あるが、刻下の急務は地籍の整理確定である。現在に於てはある者の有

土地制度の調査と土地法規の制定に就いて

する土地の限界が公簿上極めて不明瞭である。境界のことを四至と謂つてゐるが、東は山に至り南は公路に至り、西は何某の所有地に至り、北は沼地に至る、といふやうに記載されてゐて、正確な境界面積が判明しないことが多い。又浮多地と謂つて公簿上の面積より實測面積が多い部分がある。これは日本内地に於ける所謂繩伸びとは異り單に公簿上の面積と實測面積が異るといふだけではないので、母地即ち公簿上又は公文書に表示された面積を有する眞實の所有地の四至内に存在する無主の土地であり、國有地と觀るべきものである。更に又私墾地と謂つて國有地、公有地を人民が擅に開墾して使用収益してゐる土地もある。これらの浮多地、私墾地、に付ては舊政權時代以來屢々整理をしてゐるが、今尙未整理のものも相當に多い。尙地種、地目の調査も極めて不充分であるし、民有地と官公有地との境界等も明瞭でないものが多いが、農業政策樹立の上からも課税の公正を期する上からも、正確なる土地の測量、地目等級の決定、換言すれば地籍の設定は一日も速かに實行せねばならない。

かかる理由に基き、前述の如く地籍整理局が地籍整理に着手することになり、康德三年（昭和十一年）三月土地審定法及其の附屬法規が公布された。土地審定といふのは地籍の整理の爲め土地の所有者及び範圍を審定すること、第一次の審定機關は地籍整理局長であり、第二次のそれは高等土地審定委員會である。而して高等審定委員會は最高法院長（大審院長）を委員長とし、國務院（内閣及各省）高等官及審判官（判事）を委員（十名）として構成する。尙地籍整理局長の諮問機關として各省及び新京特別市に地方土地委員會を置く。かかる制度の下に康德四年（昭和十二年）より八ヶ年計畫で第一期の地籍整理事業に着手し目下事業遂行中であり、昨年度末に市迄に、縣十數ヶ所の地

籍整理が完了したが、成績概ね良好であり、地籍圖の如きは實に精密で世界に誇り得るものと信ずる。

尙浮多地私墾地を如何に處理するかは政治上相當の問題であり、土地制度調査會に於ても種々研究したが、地籍整理に當つては浮多地は母地面積と同一面積までは未墾既墾に拘らず母地所有者の所有とし、又私墾地は従前の使用料は追徴せず現在の耕作者に優先的に拂下をすることにした。

二、既述の如く滿洲國に於ては建國前から原則として外國人の土地權利の享有を禁じてゐたが、例外として日本人は商租權なるものを享有してゐた。これは大正四年五月二十五日支間に締結調印された「南滿洲及東部內蒙古ニ關スル條約」に依り日本人が享有することを認められた土地權利であるが、この權利は日本人が滿蒙に於て有する權益中の最も重要なものであり、大陸發展の基礎的要素であつた。然し民國政府は同年六月二十二日逸早くも懲辦國賊條例を發布して、國土を盜賣した者は嚴罰（死刑）に處することとし、暗に日本人との間の商租契約締結を禁じ、又商租地畝須知その他種々の規則を定め、日本人の商租權取得につきあらゆる妨害を試みたのであつた。かかる状態はその後滿洲國に至るまで續いたのであるが、滿洲國政府は大正二年（昭和八年）三月六日財政部民政部共同訓令を以て商租暫行辦法を公布して、從來南滿洲及東部內蒙古に於てのみ取得し得た商租權を北滿に於ても取得し得ることとし、且同年六月十四日更に暫行商租權登記法を公布して商租權の保護を圖つた。

元來商租權の法律上の性質については種々の議論があり興味ある問題ではあるが、前記日支條約締結當時に於ける日本側の意圖から觀て、又既に日本と一體不可分の關係にある滿洲國の成立した後に於ては商租權を一般國內法上の



土地所有權其の他の利益權と區別する實益がなくなつたのである。故に康德二年（昭和十年）初頭からこれを民法上の權利に轉換してはどうかとの議論が起り、司法部、地籍整理局等に於て研究に着手したのであるが、偶々康德三年六月十日日滿間に「滿洲國ニ於ケル日本國臣民ノ居住及滿洲國ノ課税等ニ關スル日本國滿洲國間條約」即ち所謂治外法權撤廢の第一次條約が締結せられ、その第一條第一項に「日本國民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ（中略）土地ニ關スル一切ノ權利ヲ享有スヘシ」又同附屬協定第一條に「滿洲國政府ハ從來日本國臣民ノ有スル商租權ヲ其ノ内容ニ應シ土地所有權其ノ他ノ土地ニ關スル權利ニ變更スルタメ速ニ必要ノ措置ヲ執ルヘシ」といふ協定が成立した。於之滿洲國は同年九月二十一日商租權整理法其の他の附屬法規や公布して商租權の整理に着手することになった。

商租權の整理とはその權利の存否及び範圍を審定してこれを民法上の權利に轉換することを謂ふのであるが、商租權整理法に所謂商租權とは必ずしも前記大正四年の日支間の條約に基く商租權のみではなく、滿洲國領域内に於て日本國民の有する一切の土地權利で康德三年（昭和十一年）六月三十日以前に設定されたものを謂ふのである。即ち元來の觀念に依れば商租權は土地の利益權であるが、従前日本人が土地につき有してゐた擔保權をも商租權として保護し、且滿洲國に於て日本人の有する土地權利關係を一舉に解決せんとする意圖に出たものである。又康德三年六月三十一日以前に設定したものに限定したのは、前記治外法權撤廢の第一次條約は翌七月一日より效力を生じ、日本人は滿洲國に於て一切の土地權利を享有するに至つたからである。

商租權整理機關は第二次には地籍整理局長であり、第二次には商租權整理委員會である。商租權整理委員會は委員

長及び委員十名を以て構成し、委員長は最高法院長を以て充て、委員は國務院（内閣及各省）高等官及び審判官（判事）より任命する。尙商租權整理事業は順調に進捗して居りその完了の日も遠くはない。

## 六 蒙地及皇産の處理

一、元來支那に於ては土地所有權は總て國王にあり、人民は單に土地の使用收益權を有するに過ぎないといふ所謂王土思想が永く支配してゐた。勿論舊民法等に於ても「所有權」といふ名稱を用ひてゐるが、これは日本民法の用語を輸入採用したので、その以前に於ては「業主權」等の語を用ひてゐたのである。即ち國土に對する統治權と土地所有權との觀念が未分化のまま近代に至つたのである。この王土思想は今尙蒙地に於て牢乎として抜くべからざるものがあり、民國元年八月十九日の蒙古待遇條例にも「各蒙古王公原有の管轄治理權は一律に舊に照らす」とあり、又民國二十年（昭和六年）十月十二日の蒙古盟旗職織法にも「蒙古各盟旗の管轄治理權は本法に依り規定す」とある。管轄治理權の性質については種々議論もあるが、封建時代に於ける君主の領土地權の如きものである。要するに、蒙地に關する諸問題は凡てそこに基因すると謂つても過言ではない。

前述の如く蒙地には未開放蒙地、正式開放蒙地、事實上の開放蒙地の三に大別し得る。未開放蒙地は概ね興安西省の土地で、その地に居住してゐる蒙古人の生活を保障する爲め處分を禁止して居り、現に旗地保全令なるものがある。而してこの地域に於ける土地所有權は何人に屬してゐるか、旗長たる王公に屬してゐるのか、或は旗に屬してゐるのか、この點については種々議論があるか、要するに蒙古人の觀念に於ては土地所有權なるものがなく、又旗長と

旗そのもの概念が未だ明瞭に區別されてゐないのである。民法物權編制定に際し、この未開放蒙地の所有形態についても種々研究したのであるが、その一解決策として總有の規定を設けたのである。然し總有の規定で解決し得ない問題もあるやうに思はれるので、目下司法部、興安局等が蒙古の實體調査を行つてゐるが、この調査の結果に依り或は蒙古に關する土地法の制定を必要とするかもしれないと考へてゐる。正式開放蒙地は正規の手續に依り漢人等に開放した土地であるが、この土地についても王土思想が残存してゐて漢人の取得した權利が完全なる所有權なりや否やにつき疑義があり、所謂下級所有權なりとの議論も相當有力である。

實際に於ても最近まで新京等に蒙租局なる旗の出張機關の如きものがあり、附近の蒙地につき蒙租と稱する土地使用收益の對價を徴收してゐた。尙日本内地の人々は蒙地と謂へば現在の興安省内の土地であると誤解するかも知れないが、その以外の地域に於ても各所に廣大な蒙地があり、これを省外蒙地と稱してゐる。民法物權編制定當時この點についても慎重に考慮したのであるが、今後に於ける土地制度として上級下級の分割所有形態乃至は土地負擔を認めることは適切でないとの觀點から、右の問題は行政的手段に依り解決することにし、現行民法の如く單一完全所有形態のみを認めたのである。其の結果昨年十二月蒙古王公の皇帝に對する土地權利の奉上となり、その報賞として王公に總額八百萬圓の公債を下賜し、圓滿なる解決を告げたが、謂はば日本の明治初年に於ける版籍奉還に類するものである。事實上の開放蒙地といふのは蒙古人が禁令を無視して事實上漢人等の間に生計地の使用收益を許した土地であるが、前述の如く蒙古人には所有權の觀念がなく、蒙地は未來永劫に互り蒙古人のものと考へてゐるのであるから

漢人等の得た權利は所有權なりや、或は用益權なりやにつき種々見解が岐れてゐる。然し漢人等は此の權利取得の對價として所有權そのものの價格と同額の對價を支拂つてゐるものもあり、且又永年占有し使用收益してゐるので、その權利を無視し得ない状態にあり、法律的にこれを解決することは相當困難な問題である。この事實上の開放蒙地は錦州省及熱河省にあるので普通錦熱蒙地と稱してゐるが、その特殊性に鑑み現在熱河省公署に地政局なるものを設け、行政的に解決すべく調査中である。或は行政的に解決し得ない問題も生ずるかも知れぬが、その場合には立法的手段を講ずる方針である。

皇産と謂ふのは現滿洲國皇帝の私有財産である。或は私人としての 皇帝の財産ではなく前清帝室の財産と觀るべきであるとの論もあるが、宣統三年（明治四十四年）十二月二十六日宣統帝退位の際勅裁を経た「大清皇帝退位後の優待に關する條件」第七款に、大清皇帝辭位の後に於てはその原有の私産は中華民國により特別に保護せらるべしと規定されてゐるから、辭位の以前の制度如何に拘らずその後には 皇帝の私人としての財産と觀るべきであると思ふ。

二、皇産は舊黑龍江省、興安省を除く全滿各地に存し、廣大なる面積を有してゐるが、皇帝辭位後前清帝室衰微し皇産の管理が十分でなく、且又その間管理官の背任的不正行爲等に因り事實上一般人民の所有に歸したものもあり、權利關係が複雑を極めてゐた。

然るに、前清皇帝が新に滿洲國皇帝の位に即がれた現在、その私有財産につき宮内府と一般人民との間に紛争等の

惹起することは帝室の尊嚴を冒瀆することにもなるので、慎重にこれを處理する必要に迫られたのであるが、康德四年（昭和十二年）三月詔勅を賜り皇帝處理の根本を定められた。而して政府はこれに基き大體森林は實業部（現在の産業部＝農林省）に、陵廟府は宮内府に移管し、その他一般の皇産は性質内容に應じて地籍整理の際に民有地又は國有地とすることになり全面的な解決を見た。

尙王公莊地は前清時代に於ては公法的意義を有してゐたのであるが、中華民國成立後に於ては法律的には一民地と同性質を有するに至つた。又旗地といふのは所謂滿洲八旗の總有的財産で舊吉林省の各地に存在してゐるが、面積もそれ程廣大でもない。従前吉林省公署内に旗産管理處なるものを設けてその管理をしてゐるが、孰れ地籍整理の際處理さるべき問題である。

#### 七、其の他の土地問題

一、現在滿洲國に於ては國籍法が制定されてゐないから何人が内國人なりや、又外國人なりやの問題が屢々起る。勿論日鮮滿漢蒙等の諸民族を以て國家を形成してゐるので、永続的に滿洲國の領域内に居住する日本臣民（日鮮人）は一面滿洲國人民として觀念され、處遇されてゐる。然し原有の滿漢蒙に屬する者で滿洲國及中華民國に住所乃至は居所を有し絶えず往來してゐるもの等については、内國人なりや外國人なりやの認定は頗る困難である。

而してこれらの者の滿洲國領域内に於て有する土地を如何に處理すべきかは國籍法の制定を俟つて解決する外に途がないが、現に中華民國の國籍を有する法人例へば中國銀行、交通銀行等の有する土地は既得權としてこれを容認し

て居り、只新に土地權利を取得することを禁じてゐる。

二、日本人に關する限り治外法權撤廢第一次條約に依り土地問題は全面的に解決されたことは既に述べたが、第三國人が商埠地に於て有する土地權利（租權）、外國教會が商埠地又は商埠地外に於て、有する土地所有權その他の土地權利（租權）についてはその沿革、内容等種々興味ある問題があるが、これを制愛する。これら外國人の土地權利は元來中華民國が國際條約上又は國內法上認められたものであるが、滿洲國が建國宣言及び建國に關する對外通告に於て中華民國の各國に對して有する條約上の義務中國國際法及び國際慣例に照し當然繼承すべきものは直ちにそれを承繼する旨を宣言し、又前述の如く建國直後従前の法令の條項は建國の主旨、國情に牴觸しない限り援用する旨を宣示した結果、従前の通りこれを認めてゐる。又舊北滿特別區域に於ける土地は舊東支鐵道の附屬地で、東支鐵道會社の土地課が管理してゐたのであるが、その後民國九年（大正九年）張作霖は實力を以て東支鐵道附屬地に於ける司法權、行政權等を回收し次いで民國十二年（大正十二年）東省特別區地畝管理局を設け、これを管理するに至つた。その後幾多の迂餘曲折があるが、現在に於ては哈爾濱にある地方管理局が東省特別區地畝管理局時代に制定した諸法規に依りこれを管理してゐる。

而してこの地域の土地は國有であるが、内外人に租權を認め、これを期限附建築地權、期限附耕作地權、賃借權の三種に分つてゐる。商埠地及地畝管理局管理土地に於ける租權は民法上の用益權ではなく、特殊の性質を有するものであるが、不動産登記法に於ては最も性質の類似した民法上の用益權の登記手續に依り登記をなすべき旨を規定して

る。

三、前述の如く滿洲國に於ては原則として外國人の土地権利の享有を認めないが、此の原則を現在に於ても尙且固守すべき必要がないやうに思はれる。故に政府に於ても目下外國人土地法の制定を考慮してゐるから近き將來に於てその公布を見るに至るべく、その曉には敍上外國人の土地権利も整理され民法上の権利に轉換されるであらう。尤も外國人土地法の制定とともに國籍法の制定をも必要とするわけであるが、その制定に關しても目下調査研究中である。

四、滿洲國の土地制度は舊慣及び舊制度の維持とその法制化を企圖するよりも、將來の社會政策、農業政策の觀點から新しき制度を樹立すべきであることは既に述べた。かかる前提から考慮せらるべき問題は(一)土地の開発及び造成、(二)土地の公正なる配分、(三)土地の保持、(四)土地の使用方法的の規正、(五)自作農の創設及び小作農の保護等々あるであらう。尤も現行民法に於ても土地の用益権者の保護に細心の注意を拂つてゐるが、民法の規定のみを以てはかかる土地問題を全面的に解決し得ないこと論を俟たない。故に政府に於ても目下不在者所有土地の處理、未利用地の收用、移民地に於ける農地法等につき調査研究中で、前二者については既に第一草案を有してゐる。

滿洲國に於ては所有者不明の土地や所有者が分明してはゐるが建國前後から外國に居住し復歸の意志を有せず且土地管理人を置かぬ土地が頗る多い。これらの土地を荒蕪に委ねて放置することは國家經濟上からも頗る不利益なことであるから、政府に於てこれを管理し又は一定條件の下に收用して使用収益するを可とする。又所有者が現に占有中の土地でも永年に亙り全然利用してゐない土地も頗る廣大であるが、前述の見地から政府に於てこれを收用して合理的計畫の下に土地の開発及び造成をした上民間に拂下げることに方針が決定してゐる。而して本年度以降の日本開拓民はこの土地に入植せしむる計畫であり、尙入植地に於ては農村及び農戸の恒久的繁榮の爲め理想的な農村協同體を實現せしめ、特殊の農地制度を確立する方針である。

この農地制度に關しては日本の議會に於ても問題になり、又新聞雜誌等に於ても論評され、滿洲國は農地國有主義を採つたと宣傳されたが、それは大なる誤解である。滿洲國は林業政策の見地から原則として林業國營主義を採つてゐるが、農地についてはこれを國有とする必要は認めてゐない。只移民地に於ける土地制度は、農戸をして永代世襲的に一定面積の土地を保持せしむることの意圖の下に、土地の讓渡その他の處分及び強制執行競賣等を禁止すべく又農地は原則として自家營農を行ふ者のみ、これを所有し得るものとする方針である。かかる主義は獨逸の世襲農地法に於ても採用してゐるところで敢へて異とするに足りない。尙私個人の意見では將來かかる制度を單に開拓民入植地のみならず一般農地にも及ぼすべきであると考へてゐるが、現在滿洲に於ては相當廣範圍に亙り土地兼併が行はれてゐるからその實現は一朝一夕の業ではないであらう。尙不在者財産處理法、未利用地收用法、開拓農地法(以上執れも假稱)は本年度中には公布施行の豫定である。

後記

この小稿は日本評論社発行の「法律時報」昭和十四年六月號に登載したもので、滿洲國に於ける土地制度の調査と土地法規制定に關する經過の概況を日本の學界に紹介報告することを主眼とし、必ずしも學術的研究を試みたものではない。今回大同學院論叢第二輯を刊行するに當り編輯者から何か執筆せよとの要請があつたが、目下其の時間的餘裕を持たぬので辭退したところ、この舊稿を登載して宜しいかといふ。學術論文ではないので再三躊躇したが、結局承諾した。又登載するに當り多少加筆しようとも考へたが、どうせ加筆するぐらゐなら他日改めて學術的見地から稿を草するに如くはないと思ひ舊稿のまゝ登載することにした。この舊稿が多少でも讀者の參考になれば幸である。

(康德七・一・二六、菅原)

移民の要素に關する諸考察

滿洲國立中央  
博物館副館長

藤 山 一 雄

## 移民に關する二三の考察

滿洲帝國國立中央博物館  
副館長

藤山 一雄

シベリアに於ける人種の分布圖を見ると、いろいろ興味ある事實と、深き暗示を享ける。ごく概觀的に言ふと、ロシア人の分布してゐる地圏は、北緯五〇度から六〇度の間を東經的に延び、西シベリアの草原帯から太平洋まで約七、五〇〇軒に涉つて居る。

そうしてその分布地圏はウラル山脈とアルタイ山脈に挟まれたオビ河上流のステップが最も多數で、次ぎにクラスノイヤルスクを中核とするエニセイ河上流、ヤクーツク以南のレナ河沿岸平野、ヴラゴベシチエンスクを中心にするゼーア河の沖積地帯、セレンガ河、アルグン河及びシルカ河により圍繞せられるチタを中心にしたザバイカル高原地帯及びウスリー江畔、沿海州沿岸平野といふ順序になるが、最後の地圏は例外で、北緯五十度以南である。

これら人口は前世紀の六〇年代から、今日までの移民及びその子孫により構成され、此の期間に男女約五五〇萬人がウラル山脈を越えて移住したので、そのためシベリアの人口は一八五八年から一八九七年までに、二二八萬八千人から四八八萬九千人に、一八九七年から一九一〇年までに四八〇萬九千人から八三九萬三千人に増加して居るが、こ

これは大部分移民によるものと見てよ。

鐵道の統計によると、一八八五年から一九一四年に至る三〇年間に、シベリアに移動した四〇〇萬人中、西部シベリアの諸縣に二〇九萬人、ステツプ地方に九一萬人、東シベリアに三二萬人、極東地方に三二萬人を算し、換言すると一九二九年現在に於て、シベリア地方にはウラルを越えた全移民の六六%、現在のカザツクスタンに二五%、そして極東地方には九%が移住したわけである。

これらの移民はアングロサクソンの移民の如く、故國に窮屈を感じ、先の見込の薄くなつた堅實な分子で、大きな創意と多大な資本とを以つて、政府の援助を受けずに、處女地に殖民するのではなく、多くは土地の少い農民若くは全く土地を所有せざる貧農であつて、これを更に詳説すると、土地を所有せざるものが、全體の四分の一、三デシャン(一デシャンは一〇、九二五平方メートル即ち一、〇一六町)以下の所有者がその半數を占めて居る。

然もその人口移動の状態を見ると、前世紀の八〇年代の中頃までは馬車でなされ、八〇年代の始め、ベルミからチユメニまで鐵道が敷設されたので、大半は鐵道によつたが、チユメニから汽船乃至馬車でシベリアの奥地に入つた。移民達は種々の家具類を積んだ數百臺の荷馬車に乗り、シベリアのステツプ或はタイガの周邊を蜿蜒と進み、二ヶ月も三ヶ月もかゝつて、トムスクまで進んだ。併し貧農達は汽船で行くより陸路を馬車でゆく方が半分の費用ですむので、五、六ヶ月は早い方、多くは約一ヶ年もかゝり、野宿し、飢ゑ、落伍し、凡ゆる困難に耐えつゝ、多くの家族中殊に子供を餓死せしめ、千辛萬苦の後やつと目的地に達して居る。

當時政府の移民政策は頗る適確性を缺きしは勿論のこと、むしろ様々の妨害すら加へて居る、といふのは一七、八世紀を通じて布かれた地主的農奴制の苛酷な壓迫から、農奴が掠奪農法を行ひし結果、土地成分の涸渇から來る不作或は天變地異のための凶作、饑饉のためにシベリアに逃亡する農奴が多數を占めたためもあつたが、その後情勢が變り、シベリアの殖民的富源を必要とするのは勿論、國家の新領土への自發的な人民的殖民事業、更に軍事的殖民の發展につれ、軍隊や役人の食料的配慮から耕地農民の移動を必要し、極東の占領及び行政上の實際は次第に一定の計畫性を見せるやうになつた。

シベリアの移民には、相當なバイチーがあり、國教離反による追放者と竝んで、新秩序に不滿を感じる善良な難反者もぞく／＼と移民し、彼等は始めトボルスカヤ縣のステツプ地方から、後にはもつと東南及びザバイカルをも含めた東部地方に前進し、居住地から遠く離れた密林<sup>タイガ</sup>地帯、さてはエニセイ及びレナ河を下り、遠く北氷洋或は太平洋に近いツンドラ地帯にまで發展し、かくて該地の經濟的能力、次いで文化的能力を發展させ、シベリアに於けるロシア民族の強固な堡壘を創るに至つた。

然しながら、此の不均等に廣漠たる領域に分布した移民も、時の推移と共に、或は初めからの堅い意思により、最も容易に且つ便利な隣接の經濟的地區に行き得、農業に利用し得る自由な土地が存在し、更に氣候的及び土壤的な點に於て、その地區が故郷のウクライナ或はステツプのそれと類似して居る點に落ちつかうとするのは極めて自然的傾向とすべきであらう。

即ち時間的に移民の足取りを検討すると、第一期に於ては、移民は主として西部シベリア並にその森林ステップ地方に向つた。こゝは最も移民の多い地帯で、黒土的土壤を有し、氣候その他の諸條件がウラルに最も近く、沿ヴォルガ諸縣及び北部地帯、中央黒土帶諸縣の土民にとりても最も近い地帯であつた。西部シベリアの森林地區が次第に消滅すると、移民は更に西シベリアのステップ地區及びキルギス人の住む沙草地帯に移り始め、アルタイ、アクモリンスカヤ、トウルカイスカヤ、セミバラチンスカヤ諸州が新しい移民の中心地になつた。現在、移民は主としてシベリアの原始林地帯及び密林の途中にある地帯に向けられて居る。地理的には此の地帯はシベリア鐵道の北方に横はつて居るが、ロシア政府は勿論アジア政策に於て、その占領地域の中にシベリア鐵道を横臥させる意圖であつたに違ひなく、現にその目的は西部シベリアより漸次外蒙古に向つて、どん／＼實現されつゝある。

以上く／＼述べて來たが、ロシア移民はシベリアに於て、その地形的、氣候的、景観的、乃至土壤的に極めて自然的態勢のもとに、現在に於けるが如く、その故郷なるウクライナ或はステップ地方に極めて類似せる地域に數世紀を費して落ちついたといふことになる。これはアングロサクソンが北米東部海岸地域に、ラテン民族が北アメリカ南部、地中海南岸及びアフリカ等の亞熱帶地方に、スカンデナヴィア族が北米及びカナダ等の極北圏に落ちついてゐると同じ理由で、これらはその條件が移民自體の生活に深い關係のあることは申すまでもない。

## 二

如上の状態は、移民運動がやゝ無計畫であるが、地理的條件に支配され、長年月間極めて自然に移動した結果、遂

に落ちつく所に落ちついたのである。そのうちシベリア人口の稀薄、各地移住の不均衡状態、無人地方の夥多等々の理由によりその富源と、自然界の有利な條件に對し、次第に勞働力が加へられ、優秀なる經濟發展及び安定を得るため移民を強要する必要上、ソヴェート政權になつてから左記の三點を基礎とし、移民政策を樹て、之を實行してゐる。

即ち、現在放棄されてゐる土地及びその他の富源を經濟活動に取入れることの必要と、その經濟的利益が一つ、剩餘人口を有する地方の生産能力利用、地方の農業經濟發達上有效なる條件をつくり出すため、ソ聯ヨーロッパに於ける人口超過地方の緩和の必要が二つ、そして中央部より遠隔せる地方に對する移民の政治的必要性が第三で、これは國民經濟確立及び國家生産能力増進計畫の一部といふ根本原理から出發して居るが、勢ひその人口分布の自然性を歪めねばならないことになる。

移住及び殖民の實行は申すまでもなくそう簡單にゆくものではない。即ち先づ第一には閑地を探索し、續いてこれに移住者の要求に應じ、移住者の技術的習慣や、その將來の目的に適合する設備を施し、更に移住者がその移住地に於ける生業に従事せんとする場合、生業に必要な諸種の器具類を供給し、尙移住者の生業が必ず之を繼續し、發達せしむるやう諸般の情勢を指導せねばならぬ。勿論その移民領界は滿洲と異り、非常に廣大ではあるが、今後の移民すべき地方は大部分密林に蔽はれ、或は沼地が多い上に、多くの地理的位置が著しく北方に偏せるため、農業上、氣候的條件が問題となり、移住者の大部分が寒冷に慣れてゐるとはいふものゝ、現在の生活圏との間に甚しき懸隔があるため、自然その移動に對する大きな逡巡が起きる。勿論日本人とは違ひ、ロシア人の習性は相當遠慮深く且つ生活の科



學化から、これらの移民豫定地に對して周到なる調査又各種の豫備的工事が行はれてゐる。例へば地質や植物の關係、給水、地形、氣候及び一般經濟條件（移住の程度、交通機關、販賣市場）關係の調査等々、此の研究は特別探檢隊（地質學者、地理動植物學者、水力技師、統計經濟學者により組織せられる）の派遣、或は固定的、永續的機關の設置、後者は農業氣象觀測網及び學術的實驗機關がこれで、例へば一九二六年タイガ市に於けるシベリア最初のタイガ學術實驗所設立の如きがこれで、甚しい冒險とは申されない。

さて移住の豫備的工事が行はれても彼等の用意周到さから尙直ちに經濟生活は開始されない。即ち移住者は營業開始のため最少限の家畜と農耕具を必要とし、住宅及び第一收穫までの豫備穀物の所有、資金貸付等々、更に隣接移住地、生産物賣捌市場の所在、生活必需品の販賣地との連絡、移住者に必要な獸醫、醫術及び文化各方面の援助等を要求する。移民はもとく「新しき幸福」を求めて住み慣れし土地を離れる決心をしたもので、その物質的、經濟的狀態を改善することは可なり早いとせられては居るが、此の「新しき幸福」を獲得することが必しも全部ではないと見え、移住者のうちにはかほどまで用意周到の上でありながら前住地或その故郷に歸還するものが可なり相當に達し。一八九四年より、一九一四年の二十年間に、シベリアへの移住者四〇〇萬戸中、ウラルを越えて歸還したものが約五〇萬戸を算し、全移民の戸數の二三%に達して居ることは這般の消息を物語つてゐる。スラブ民族のシベリア移住に於てその生活様式及びその内包、生業型態即ち粗放農業經營等には大した變化なく、只、同一緯度内を経度的に西部より東方に移住するのみで、そこには北滿に於ける日本農業移民などとは條件に於て大きなハンデキャップがある

に拘らず此の結果が生じて居る。

一體ロシア農民の經濟心理は多くの點に於いて直接對蹠的で、且つ全然異つた歴史的狀態に於て築き上げられる粗放性を有し、土地に對しても「渴仰」の精神を培ひながら、さて與へられた具象としての土地に對する尊重の習慣は頗る稀薄で、然も政治的に土地私有といふ大衆的渴望を實現する能はず、多くは依然共同體の成員として、荏苒閑日してゐる。事實彼等は粗放的な土地利用の爲めに忽ち地味を枯瘦せしめ、他地に移動するか、都市或は工場にこれを放棄し、不可避的に自らの經濟的鞏固性を弱め、乃至蓄積の意慾を削減せられ、終日倦まざる如き體の忍従的勞働性を喪失し、アルコールの嗜向を旺盛にし、その民族的情感を消滅に近いまで、より個人的となし、アナキー的ならしめたことは現實に見るところである。

然るに北滿に於ける支那農民は之と反對で、移動は所謂移住の所産といふよりも、むしろ彼等の利用可能の地表に溢るゝ五億民の分散の所産であるやに見える。勿論清朝政府は從來滿洲を「禁地」となし、漢民族の出關して耕墾するを許さず、此の肥沃の地を拋棄し或は忘れた形であつたが、スラブ民族の東方移動の餘波が北滿を南下するに及び、禁地抵制より移民實邊策を實行した。即ち邊境の防備にあてる目的で、最初は少數の旗兵を駐防屯墾にあてたものだが、威豐の末期より民墾に移り、漢民族は潮の如く殺到し初め、中東路起工の當初、北滿の人々は僅に二百萬に足らなかつたものが、二十五年後には優に一千二百萬に激増したありさまである。

漢民族はロシア型の移住などを知るところでなく又知るを得ない。彼等は土地の私有權を享有し、比較的集約勞働

的農業形態を習性とし、ロシア人の如き粗放經營は彼等にとりて經濟的に、不合理で、必ず市場及び母國の凡ゆる社會的、經濟的生活との緊密な關聯を條件としてのみ移住し、本質的に僻遠荒撫の開拓には當り得ない。彼等はロシア人の如く眼を遠きに放たず、不明の山、また山の彼方に在りと傳へられる「黄金の國」を夢見ず、どこまでも現實的に、完全な求心的傾向を保持し續けて居る。即ち東支鐵道の敷設は北滿の支那農民に決定的役割を演じ、これにより支那と滿洲は先づ經濟的に合體した。

北滿の平野は歴史的には非常な短期間に、最早剩すところなきまでに利用せられ、引き續きその人口の自然膨脹の壓力下に、夫れ自體「移民地」としつゝあるところを見ると、支那殖民は明白に有機的であり、どこまでもプロレタリア的で、それが殆んど何等國家の援助を受けて居ないと同時に、土地私有制度の嚴存と、人口の急速なる自然膨脹を條件とする現狀は自ら無産層を醸生し、不作、内争等の望ましからざる事件發生に當面するや、大群は忽ち生活資力を失ひ、所謂馬賊の跳梁となり、彼等との武裝的争鬪の必要により強められる破壊的作用が近き過去まで、しばしば農民經濟に及んだのは、此の特殊性に因誘するものだと思ふが、勿論、治安の日々によくなりゆく今日に於ては昔日の如きことはなくなつてゆくであらう。支那移民の經濟的にして、環境への適應力を以つてして、今日意外に蓄積なく、その大部分が貧農である所以は清朝及び東北政權の政治がわるかつたため、今日の如く治安の回復せられた曉は相當な發展の遂げられることを容易に豫想することが出来る。

## 三

清朝の北滿に對する移民實邊策、即ち雍正十二年此の方の官屯期、つゞいて民墾前後期、それよりずつと下つて東支鐵道建設後の移住領域に於ける全面的革命の狀況は史家の陳述に譲るとして、一九二六年冬、筆者が渡滿後に於ける大連よりの山東流民人口の潮のやうな北滿分散の狀況は今日も深き印象となつて残り、且つその後、北邊を旅行しこれらの渡鳥が形成せる墾耕地、その聚落等を眺め、その勤勞性、耐忍性、寧ろ畜畜に近い極端な節約性、更に無要求性、アルコール飲料に對する嗜向の缺如、恰も石化し了せる如き固有の耕作技術の巨細を場所、時間その他の諸條件に適應せしめる能力、その體力の點に於てこそ、ロシア農民に比し劣弱ではあるが、その精神的な組織性の不撓な點々、即ち可成り困難な社會狀勢に當面しながら、よく勞働集約的條件を殆んど理想的に適應せしめる力にはほと／＼一驚せざるを得ない。

北滿移民の流入は過去も現在も専ら廣汎な社會的諸原因に依存して居ることは既に述べた。即ち主として、山東省、河北省等に發生する人口過剩、この一帯での生存鬪争を尖鋭化せしめる事象、たとへば戦争、凶作、増税及び匪徒の跳梁等々が原因するのであるが、これらの流民は渡鳥の如く北滿をさして春至り、そのある部分は晩秋又は初冬に歸關する臨時季節労働者で、そのあるパーセントが残留し定着する總量と、その子孫が今日に於ける三千萬民衆の要素となつたのである。即ち官屯期に於ては全く軍事的、政治的使命の遂行を目的とする行政的活動の所産であつたが、民墾期に入つてからは、流民の自然發生的移動並に分散の所産であり、且つ十九世紀前半までは専ら個人的、獨立的に何等土地所有に關する法律上の根據なく、自己一存の責任と危険により荒野を獲得開墾し、事實上の所有者とな

つた、即ち地主との契約により買収或は用益時效の消滅により所有權者たり得たので十九世紀後半漸く、これが法律化され、政府の植民手續の規定により漸く未墾地の分譲拂下が行はれるやうになつた。かくて東支鐵道の開通となり、最も急速に未墾の荒地が山東、河北省等の高度の自然膨脹率による過剰人口が要因となり、加ふるに數十世紀に涉り大量の勞働と最少量の資本を適用し、最大量の生産を一定の耕作單位から獲得する習性と能力を培つた農民の勤勞性と、不退職の蓄財意思が此の殖民の有機的強固性を根本的に保證すると同時に、更に逸することの出来ない地理的條件、即ち滿洲の氣象が支那本土のそれと共通し、夏季の多雨といふが如きことが、彼等の幾十世紀を固守した農業技術及び習慣を變更する必要なく、各種の作物、農具並に耕作勞働の態様も亦滿洲に適應し、その生活形態すらもそのまま、北滿に移植し得るので、同一緯度内を單に本國の耕作條件、生活形態そのままで、西部より東方に移したロシア農民と同様、支那農民は反對に南方より北方に移動したまで、ある。かくの如くにして兎に角ロシア農民は粗放的にシベリアといふ想像することも出来ない廣汎な土地に、支那農民はやゝ集約的に、北滿の平蕪に殆んど閑地とてはないまでに移動分散したわけで、その經濟的壓力下において、後ればせに大陸移動を初めた色々な點で割の悪い日本移民の前途を多少配慮せざるを得ないことになる。

## 四

次には参考のため少し方面を變へて、デンマークの過剰人口がカナダその他に移動する質的狀態を觀やう。

デンマークの人文的要素として、人種的に言へば、その人口は同一人種より成立し、他民族の要素は殆んどなく、總括して人種は純良なゴート、ゲルマン族、言語は等しくデンマーク語を使用して居る。人口は甚だ稠密、現在三百四十五萬、一平方キロメートルに八十人の割になり、その密度はイギリス、ベルギー及び獨逸の一部の如き工業地方とは比較にはならないが、先づ歐洲では多い方で、ヒューネン島の如きは一平方キロメートルに一三五人も居ると言はれてゐる。人口の増殖率は一年に〇、九五パーセント、即ち出生數が約七萬五千人に對し死亡數が三萬八千人、差引一年に約三萬人づゝ増加してゆき、そのうちの約七千人が海外に移住する計算になつてゐる。

デンマークは古來農業國であつて農民が最も多いことは言ふまでもない。その全人口の三三%は農民が占め、約一〇五萬人、手工業及び工業者は九五萬人、商業、金融業者がこれについて三三萬人といふ順序になり、勢ひその移民は限られたる農耕地に働く農民といふことになり、事實その移民の大半は農民である。國土總面積は一六、九六八平方哩（即ち北海道より狭く、九州より稍々廣い）或は四、三二七、三四四町歩で、農耕地は非常に廣くその七八%、即ち三、三八〇、〇〇〇町歩といふことになる。

デンマークの農業の特質は極めて集約的で農家戸數二〇六、〇〇〇戸中一九〇、〇〇〇戸が小作農、換言すれば農家の大部分は土地を所有して居ることになる。一農家當り平均耕地面積は一五町歩、主として酪農に従事して居る。これは一九世紀の末葉、歐洲及びアメリカの廉價な穀物が多量に侵入し、デンマークの主穀農業を壓倒し、農業危機を招來した。これがその主穀農業から、酪農への大轉換となり、更に協同組合運動による經濟的補強、更に國民高等學校教育による宗教的乃至精神的補強により、農民に不拔の文化的戰鬥力を培はせたのである。

デンマーク今日の酪農發達は一八六四年獨逸との戰爭に大敗し、最も肥沃なるシュレスヴィヒを獨逸に掠取された國民的痛憤と、祖國愛との結晶で、ダルガス大佐の統率するデンマークヒーズ協會の國土緑化及びヒース地(荒蕪地)開墾の國民運動となり、「戰爭で失つたものを、残されたる國土から平和裡に恢復せよ、國民は武器の代りに鋤を取つて農業振興のために立て」といふ悲痛な叫びが、彼等に根強い精神的武器を與へる復興の眞の源泉となつた。然しながら、如何に國土の開墾に努力しても限られたる面積を如何ともする能はず、勢ひその農場の二男、三男坊達は世界の空地を目指して移住するより外に方法はない。そしてその對象とする空地はやはり、その故郷と殆んど同緯度にして氣候的にも地勢、地形的にも類似せるカナダ東部即ちセントローレンス河左岸の平野或はラブラドル半島等が選ばれるのは最も賢明にして自然である。

そしてその移民になる青年達が如何に質的に訓練せられ、用意されるかを見るに彼國人は確信を以つていふ。「英國は工場、獨逸は兵營、しかしてデンマークは學校」と、これこそは彼等の國民的自衿であつて、學校こそは國家復興の基礎的原動力である。かくて田園初等學校、國民高等學校或は地方農業學校等、農村に散綴する教育機關網は、新しい農村建設と同時に愛國者養成の道場として、悉く國家復興の父たる大僧正グルンドウキヒの精神により貫かれてゐる。そして此等の學校は凡の農民を眞に崇き教養と、豊かなる生活力に基ける自由にして合理的な愛國者たらしめる國民創意の厚生の啓蒙運動の發電所である。そしてその最も典型的な表現を、愛國者クリステン、コルにより創始せられた全國七十餘ヶ所に散在する國民高等學校の教育活動に見る。此等の學校の目標は左の六ヶ條に要約されて居る。

一、宏量にして倫理的なる公民精神の涵養

二、土地竝に祖國に對する根底深き愛護の念の培養

三、農民生活に對し、公正にして誤りなき擁護

四、一般國民をして階級的權勢より解放せし自由民たらしめ、且つ國民自身のうちに發生する政治的勢力の行使に對し最も適切なる途を開拓する

五、地方農業學校に於て施さるゝ専門學科の修得を遺憾なからしめ、廣く一般的修養を施しその基礎を確立する

六、從來歐洲の諸國にて屢々被れる如き國家危急存亡の秋に處し、時機を誤らず、聰明にして大膽に、よく祖國の運命を背負ひ立ち得る青年の訓育

そしてこれらの國民高等學校は教育程度より言へば、日本の高等學校或は大學であり、教化の形態よりせば、幕末の家塾の如く、一切の學生は大家族として、朝夕校長を中心に、各教師及びその家族と起臥を共にし、人間として國民としての修養に努める近世的道場であり、「武裝せざる兵營」だとも言ひ得、獨逸は勿論、世界に對する「精神的堡壘」を構成するのである。

小學校は日本と同じく義務教育となし、年限は七年、七歳にして小學に入り、五學年を終へて中學に入り得る。小學校で終るものは七ヶ年やる、一ヶ年は實科教育である。中學は四ヶ年で大學豫科に入る、中學程度で終らんとするものは一ヶ年更に實科教育が受けられる。大學豫科は三ヶ年、大學は専門により異り、大體五ヶ年乃至六ヶ年、これ

は牧師になるとか、科學者或は官吏を志すもので、貴族や富豪の子弟が多く就學する。農民の子弟はその貧富を問はず大抵小學を終ると、自己の農場或は國家の指定せる模範農家にアプレンスとして、農業の實際に従ひ、女子は家政方面のことを少くとも四ヶ年體驗する。此の國の教育企畫者等は寧ろ規範的な教室内の生活よりも、肉體の發達と、實際上の體驗に重きを置き、十八歳までの生意氣になり、怠け癖のつき易い期間を、汗と愛の尊さを勞働により理解せしめる。かくしてこれが國民高等學校に入學する資格になるのである。

筆者の在學したコペンハーゲンを去る南方三十哩のハスルフ國民高等學校は、グビドセン氏の創立で、現校長はヘルマン、ソリユー氏といひ、毎年農閑期の十一月から男子の爲めのウィンターコースが初まり、翌年四月末に閉ぢられる。高等科、農業科及び移民科の三のデパートよりなり、此の移民科がとりもなほさずカナダへの移民青年の訓練せらるゝ道場で、一九二九年度には二六名の學生が入學してゐた。今その日課表を掲げる。

移民青年の教育について外の處はどうか知らないが、ハスルフ國民高等學校に於ては、その主力を宗教的訓練に集中する。もとゞデンマークの國教はプロテスタントで、全人口の大半がその信者であり、幼年より教會的修養を経過するといはれて居る。此の學校に於ても、宗教に關する修業時間が約一〇〇時間ある。即ちデンマークの父グレンドウキイヒの人格が隨時隨所に反映し、一見教會の擴張工作と見てもよい程、宗教的信念にかねて愛國心の陶冶に全力を盡す。在學中家庭と離し、學校の訓育に没頭せしめるのもデンマーク式の武装せざる「宗教的軍隊教育」を施さんが爲めである。

ハスルフ國民高等學校ウィンターコース移民科日課表 (自一九二九、四、三〇、至一九三〇、四、三〇)

時間	月	火	水	木	金	土
7 $\frac{1}{2}$ —8	祈 禱 感 謝					
8—9	英語	英語	英語	英語	保健學	教會史
9—10	國語	カナダ社會學	國語	國語	カナダ地理	國語
10—11	自働車	數學	數學	數學	英語	英語
11—12	傳道史	聖書	教會史	聖書	梱包	質問
12—1	晝 食 (休 息)					
1—2	手工	—	手工	—	—	座談
2—3	手工	物理	手工	カナダ史	物理	—
3—4	地理	丁抹史	地理	文學史	丁抹史	世界史
4—5	英語	英語	英語	英語	英語	英語
5—6	體操	治療看護	體操	體操	唱歌	—
6—7	夕 食 (休 息)					
7—8	手工	—	手工	—	—	—
8—9	手工	—	手工	—	—	—

次に國史、國語、就中神話及び詩によりて國民精神の發揚と理想を發見せしめ、國史を創り出す崇き思想の把握、理解に火花の散るやうな教養を興へる。英語の練習に全學程中二四〇時間を提供するのは、カナダが目標だからである。

カナダの認識に關する社會學、地理、歴史等に六〇時間を費し、更に本國及び世界を審に知るために地歴の時間が一二〇時間ほど割愛される。自然科學の教授法はパウエル、ラクルの立案により、歴史の意義を理解し數學や物理學を發展的に取扱ひ、人の魂が如何に自然を制しゆくかを理解し、その法則や智識が人間生活の如何なる必要より探究せられ、發見されしやといふ人生との關係、價値を闡明させる。單に「形式を知るインテリジェンスこと」のみならず「理由を理解すること」に重きを措く、即ち移住地に確然たる科學と技術を持參するのである。殊に醫術の時間として四〇時間を割り、一通りの醫療を心得させることは他の外國ミツシヨンが外國傳道に用意することと同様である。

唱歌と體操の教育を忽せにしないのはゲルマン民族に共通する特徴である。朝より夕に至るまで唱歌しつゝ、情熱時代の青年の志氣を鼓舞し、その感情を淨化する民族的向上の一表現と見てよい。體操はオロポ國民高等學校のニールス、ブツク氏の創始するデンマーク式體操を普及せしめ、この訓化により、デンマークは斷然その死亡率の少なさに於て、世界の第一位に達したのも故あることである。

體験主義の教育はデルタイから出發し、精神科學的教育主義を奉ずる革進派の唱道するところであるが、デンマークは七十年前よりこれを地でゆき、教師の生ける言葉と青年の追體験により講義は死せるテキストブックを用ひず、白熱せる人格の接觸により、火花の散るやうな訓練が行はれる。従つてその指導方法も科學上の原理と實際生活を結

合させる。前途に有爲の志士の實際家をつくり上げるのである。

總じてデンマーク人はその民族習慣として職業に貴賤上下をつけない。そこには鬭争的な階級の對立がなく「大臣も農民も」といふ和やかな協和空氣が漲り、勤勞を尊び、如何なる職業人も同等の幸福が得られるやうな仕組に社會が出来て居り、生活を享樂し、高尚な趣味を涵養して居るので、彼等には職業的な左顧右盼の必要がなく、従つて社會的間隙がない。百姓はどこまでも百姓であり、漁夫は幾代も北海の怒濤と戦ふことを意としない所に大きな強みがある。これは全くその宗教的信念、國民精神の普及乃至經濟政治的安定の結果に外ならぬ。

かくて日本の専門學校が三年を費すところを僅に半歳、その結氷せる農閑期を利用して、その高等國民教育が色づけられ、精銳七千の移民青年は轡を並べて北米カナダの曠野に移住し、そこに第二のデンマークを建設しつゝある。こゝにも吾々は滿洲に於ける日本農業移民の本質について反省する必要があるまいか。

畢竟、移民と雖も前途に希望と理想があり、少くともその生活に於ける經濟乃至文化内容が本國のそれよりも、より豊かであり、且つその地理的條件が多少でも原住地に類似した地域でなくては、到底そこに永時を落ちつかれるものでないことは明に世界民族の分布圖が如實に示してゐる。經度的に地球を横に移動し、稍々落ちついてゐる状態はこれをロシア人のシベリア移住等に見るところであるが、前述せる如く大體緯度の限界の制約をうけてゐる。然らざる場合は何等かの經濟的、政治的理由の壓力により、その民族習慣を改造しない限り、餘程念入りな宗教的信念か、さなくば國家の手厚い保護或は移民自體高度の科學乃至技術を携行し、物理的に移住地先の生活環境を修正しない

限り、かゝる生活逆轉に甘んずる特志家は、そう多數地球上に存在するものではない。

況んや百姓の生活といふものは土に即せる生命の輪廻である。自己の一生を賭しても不きにやれる性質のものでなく、餘程の經濟的革命でもない限り、異邦の土に定着せられるものではない。第二世は此の勞多くして效少なき百姓などやれぬとて、他に轉職といふのでは、過去に於ける關東廳乃至滿鐵の農業移民の如く三十年ならずして悉く鐵道沿線の耕地から影をかくす結果になるのである。

北滿に於ける日本農業移民の商業化は既に事實となつてゐるが、能力があれば何も百姓を商業化し、或は第二世が官吏になり、學者になつたとて異議を申立てる筋合のものではないが、それでは農業は亡びる。百姓生活に充分な自給を持たせるにはデンマークの如く宗教、教育に依るしつかりした信念が要り、これにより初めて移民の永遠性が期せられるのではあるまいか。

日本農民の滿洲移住といふ曠古の出來事は實に初經驗のことであつて、當事者といふのが賢くげに言つても凡ては素人であつて、二十年や三十年の經驗や研究で物知り顔をし、安價に結論することは寧ろ危険千萬で、これには凡に聞き、あらゆる角度より觀、かくして千年萬年の大計を樹てることが殊に緊要ではあるまいか。(二六〇〇、一、一五)

# 滿洲農村の建築

滿洲拓植公社  
建築課長

中田武

## 滿洲農村の建築

中 田 武

建築の中でも特に農村の建築について話を聞いて頂けます事は私は同志を得た感謝なのであります。元來建築と申せば直ちに俗に云ふ美術的の建物でありますとか又は特に難解な構造力學的に構成された建物等のみに與えられた術語として通用されて居る様に感ぜられるのであります。極く最近には工場のような能率を考えなければならぬ部分が生じた。建物の作り方によつて大變影響されます關係上工場等も建築の言葉の中に含められて來ました。

又保健衛生と云ふ考えが重要視されたり或ひは建物を投資と考へる様になりました現在では何れもこうした面倒は自ら建築家が心配する様になりましたその結果は病院とか學校とか住宅とかオフィスビルディング等も大變な進歩が初まつた次第であります。

美しければそれで善かつた東照宮の御靈家建築時代とは大變な相違であります。けれ共未だに百姓の家とか町家の民家にあつては單に自然發生の家とか位に片附けられてしまつて建築の學問の中に數えられて居らないのであります。



日本に於きましては東北地方の農村の陋弊を救ひ出す方法としてその一つに住居問題が取り上げられてその改良會が中心となつて農村と建物と生活との關係について研究をされて居る様に聞いて居るのであります。とに角建築家が眞剣に農家を考ふる段取りになつて居ります事は、當然の事でありませうがそうでなかつた時代から見れば有り難い事でありませう。

翻つて満洲國を見ますれば云ふまでもなく文化の黎明期にあるのであります。満洲の農民はいかにも現在まで生を享けて來て居るには相異ないけれ共、建國と共に大きな文化の轉換が來たのであります。恐らく習慣常識の中にも變化がなくてすまないものであります。云はば國民の生活の形態は混沌としてこれから取りきめられる次第であります。日本人を初め他から移つた民族と雖も現在迄の母國の習慣そのままでは風土氣候が許さないのは勿論であります。

それ故に五族のどの民族も皆茲に生活様式の創作が行はれそれが住居の形式を決定するのであります。日本内地に於ける様な農村の改良など、はつきりしない環境ではなしにさつぱりと造り出して行く極めて便利のいい状態に置かれてあるのであります。

殊に満洲全土はその國民の大部分は農民でありますので凡そ建物と名づける國中の建物の延面積を假に算出して見たとしましたら大方大變な割合で農家家屋がその大きな部分を占めるだらうと想像されるのであります。

建物に智識を持つ技術者が限られた一部分の建物に雲集してこんな大きな農村の建設に考えを及ぼさない事が寧ろ不思議なのであります。一戸の農家の便益は數千萬倍の結果になる事を忘れられない。況んや正しい農家が與えられてその生活が健康に導かれ即ち保健衛生の上に又勞働能率の上に若しくは經濟の上によい結果を持ち來すならたしかに樂土建設の一部分を擔當すると威張らせて貰つてもよいと信ずるのであります。茲に農家研究の理由がありその仕事の使命があるのであります。

好事家の興味やなぐさみで農村を弄そぶ態度は寧ろ邪魔であり又遠慮して貰ひ度いのであります。こんなに大切な仕事を何故に忘れられて居ただらうか、從來の建築の領域から見るとどんな立場にあるのだらうか、これが分かる事によつてどんな心の用意を持つて農村を見なければならぬか自ら明らかになるだらうと思ひます。

全體世の中の事は大抵二つの對立を認める事が出来るのであります。創作の面白さに對して傳統の崇さも忘れる事が出来ない。發明の華かさに對して公式の底力を考え出さずには居られない。更に別な例を申せば一人の英雄は百人の凡人と共に存在するのである。そして兩者の重要性について甲乙をつけられないと私は思ふのであります。即ち百人を牽き連れてこそ英雄の仕事が出来るのでして百人の英雄では烏合の衆と同じ結果になる自然英雄ではなくるのであります。これだのに一人の英雄にのみ甲をつけたがるのが只今の世相ではありますまいか、又創作の華々しさと發明の面白さのみに力を入れ勝手に組織されては居りますまいか、こんな世界で建築なるものが育てられた關係上、都會の銀行や劇場のみが片手落ちに早く發達してしまつて百姓の家は置き忘れられたのだと私は考えて居ります。前にも述べた様に百姓の家の大切さと、その關心を持たなければならぬからには私共は是非共前の例によります傳統の美しさ公式の力強さ又凡人の存在の方角が見る立場になり切つて百姓の家の様々を見たいと思ひます。此れが農家を

見る腹拵へであります。全く自然に順應して聊かも人の智慧を鼻にかけた處を見出す事が出来ない。へり下つた極致こそ農家に心易さと平和を感じるのであります。床の間の美術陶器に對して普段使ひの日常の飯茶椀の親しさを思ひ出します。親切な美しさの中に日常の生活は温められて居るのであります。

農家のどの部分も數代に渡る必要さのみが詮じつめられた形に傳統によつて型にまで練りつくされてゐるのを見る事が出来ます、ですから地方により又習慣を異にする人種によりそこに變化を見せながら然も同じ地方は同じ型に統一されて居るわけであります。

つまり地方色と云ひます、例へば歌舞伎や人形淨瑠璃が思ひつきの即興ではなしに時代に涉る洗練された日本人の生活の型が表徴されてゐると同じわけではありますまいか。

今まで私は外から百姓の家を眺めてゐる様な言ひ方をしてゐましたが今度は中から百姓の身になつて自分の家へ要求して見度いと思ひます。私は日常の家庭の食事を思ひ出します。我々は此によつて育てられ又此れによつて現在でも生活してゐる。然も食物中で一番安價なものであります。即ち食物の領域から見れば最も食物直接のものであります。食物の世界と人間とを結ぶ最短直接距離と見られるのであります、料理屋の高價の御馳走は我々日常を養ふ爲のものでない事はどの點についても了解出来ると思ひます、つまり特定された或る一時の要求による食物である。

日常の惣菜の持つ要領よさ即ちその親しみその簡潔を無意識の裡に住居の上に求めて居るのが百姓の住ひであります。

私、オンリー、然も世間を對照した私でないから巧利にならない。靜かな柔順な私であるから、素材と純直さに充たれてゐる、農家の靜けさは此處から生れてゐるのであります。

けれ共現在の私共は都會の文化を背景にして育てられて居ります關係上私共の習慣は普段使ひの雜器を美しくする事又日常の食事もつと重大に考ふる習慣に缺乏してゐると云ひ度いのであります。ですから今だに農村の建物の研究なり且よき指導方針に忘れられ勝なので御座います。

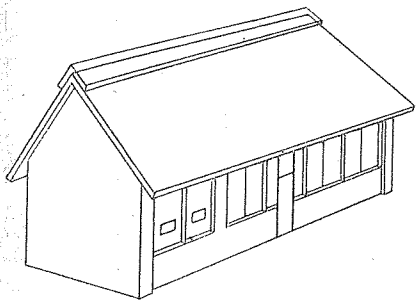
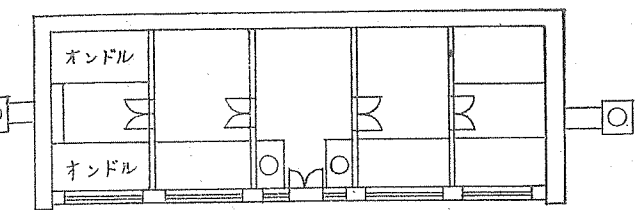
農村は農家自然の要求によつて構成されなくてはなりません、云はば農民自體が考え出さなくてはならずもつと極端に云ふなら農民自體が自然の中に構成されてしまふ姿なのであります。それなら放り出して置いてよいかと云ふ事になります。農民が若し完全なものであるなら自ら農村は健康に發達して行くであります。元々百姓は一番天と直接に關係を持つ因縁がありますから。けれ共如何せん農民も同じ世の中の習慣の中で暮して居るのであります。茲に研究や指導と云ふものの必要性が起つて來るのが止むを得ないのであります。ですからこうした理解の下に農村の正しい方針を與えなければならぬ責任が、こんなに氣がついた處から初まらなければならぬのであります。

満洲に於ける農家の形態と、その分布狀況を考えて見ませう。農家の形は民俗に依つて全々夫々獨自の形をとつてゐる事は云ふまでもない事ですが、同時にその土地の建築材料によつても随分制限を加へられてゐるのも見逃がす事が出来ないであります。

大體滿洲の根幹をなす民俗は滿洲人と漢人とがその大部分を占めて居りまして、その他に多少の索倫族とか「オロ

チョン」族又は特殊なものとして「ゴート」族とか「ダホール」等がある様に聞いて居ります。けれ共滿洲の文化は漢の文化の一支流と見られる程漢人の影響が多いのであります。

大體滿洲人は吉林、東京城あたりから起つた様に文獻によつて承知して居るのであります。北部邊境守備の爲に清朝は吉林の漢人を水師營つまり海軍として松花江沿岸に派遣し又山東地方の漢人は漢軍旗人と稱して「チチハル」方面の守備にあたらせ北からの勢力に



對して防備した様に學んで居ります。恐らくこんなにして北滿まで漢民俗は滿洲の根幹民俗になり切つて居た様に思ひます。清の滅後漢人の北上と共に滿人は非常に漢人の文化に同化する様につとめたとも一般に申されて居りますが實際之の地方に見えます、民家は更に濃厚な滿人家屋と比較すると大分漢人化されて居る様に感ぜられます。最も漢人の影響のないのは早く松花江から黒龍江を逆上りまして瓊瑣、黒河、孫吳方面に這入つて行つた民家ぢやないかと想像されます。

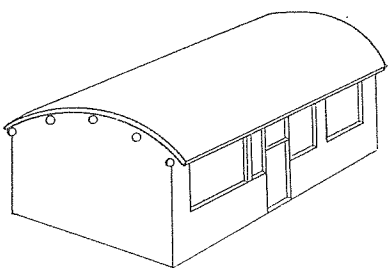
大體漢人系民家の平面は切妻型の屋根を持ち南面して東西

北には窓のない、若しくは少ない極く一般に之の邊で見られる型だらうと思はれます。

採煖は「オンドル」で室の兩側若しくは片側に採つた形式であります。

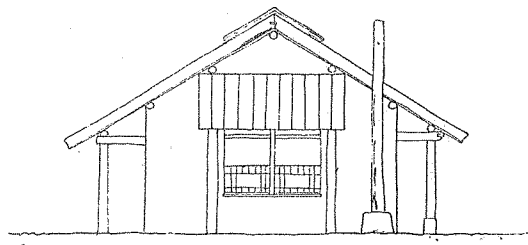
此の他に平房型と稱する「カマボコ」屋根の民家があれば私の勝手な考えかも知れませんが南の方の雨の影響の少ない且材料の乏しい地方であつて程度の低い家であります。

それが南滿から段々と北の方に漢人の移住によつて進んで行きまして遂に「チチハル」邊まで普及されて居ります。尤も滿鐵線の西側の地帯だけでありまして、御承知の通り之の地方は南滿同様に降雨日數の少ない、且アリカリ地帯で土の性質も之の構造に適當で

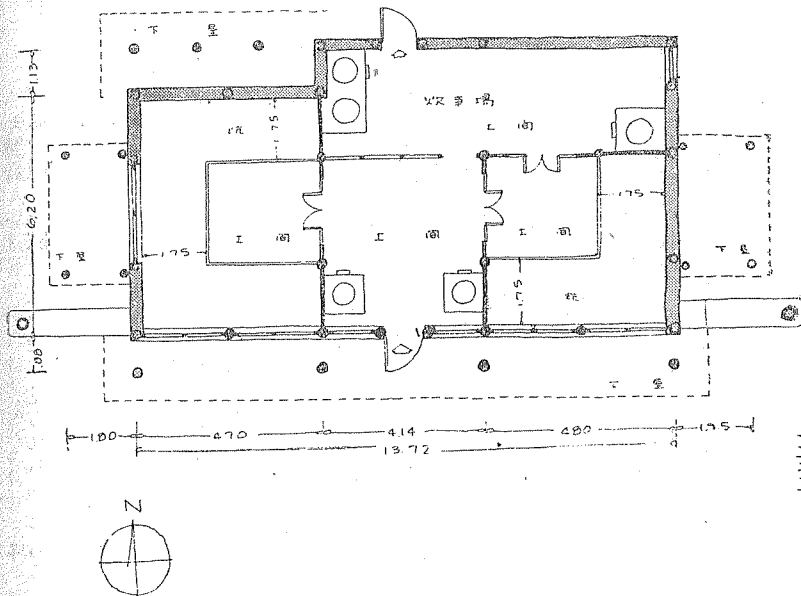


あり、もう一つは此の地帯は實は何も作物も出來ず草さへ豊富ではなくて別な構造をやり度くても出來ないものたしかに一つの理窟であります。東部及び北部地方は雨も日本内地の様な霖雨と云ふ性質に近くなつて來まして自然土壤も酸性を帯び植物の成長に恵まれて居ります關係上、雨に流され易い土屋根は適せず仕方がないから豊富な草を以て草葺きが行はれて居ると云ふ事になります。

一般に建物の形は氣候風土に支配されるものと見られまして例へば雨が多い地方は日本内地の農家とどこか似通つた所が現れて來るとか云ふ事でありまして北滿地方の千木を置いた草葺きの百姓家等は輕井澤邊の百姓家に大分近い様に觀察されます。

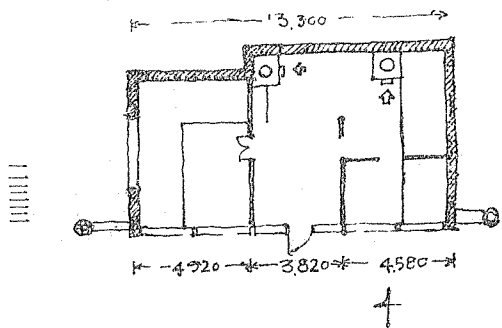
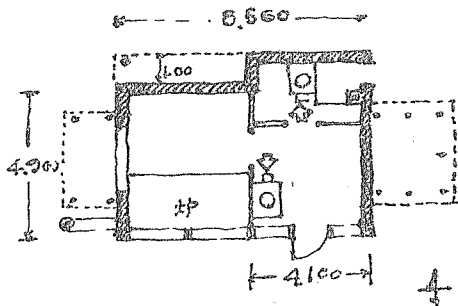
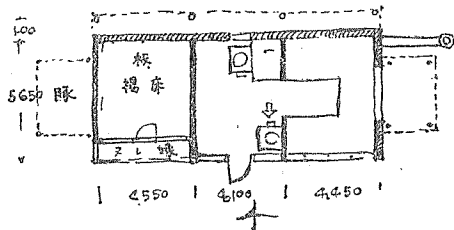


孫吳地方管家室。民家。



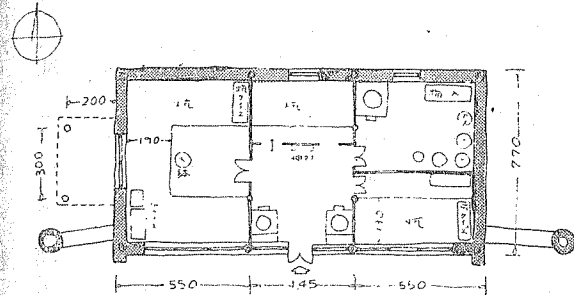
平面計畫になりますと各々の人種で中々一致點が見出せ難いものと考えられて居りまして、今歴史の示す一番滿洲固來の血の多い地方と思はれます孫吳方面の農家の平面構成を見ますと三方に炕の揚げ床を持つた形に見受けられます。自ら建物の巾がすつと廣くなりまして、その結果は平面計畫の複雑性が増して参ります。間仕切り壁も増して來る爲でせうが北側や西側に窓を設けると云ふ事になります殊に西の妻の側の如きは差しかけ屋根を設けて居ります等は南滿地方では見られない形であります。東側にこうした立派な窓を開けた例を私の寡聞でせうが未だ見た事があり

滿洲農村の建築

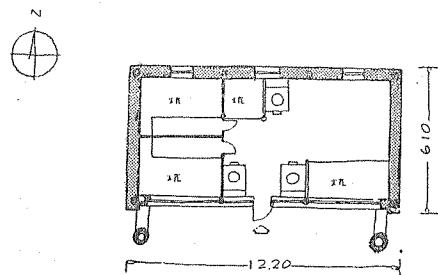


ませず何か地理的影響やありますまいかと思ひます。もう一つ此の地方の地理的特徴は南及北に柱列を設け軒の出を深くしてゐる事であります。小さな家になりますと南側は止めても北側にはせまくとも一部軒の出の深い部分があります。此れは勿論雨が深い事を示すものであります。又倉庫類は必ず床を全體に揚げて柱列の部分は濡れ椽になつ

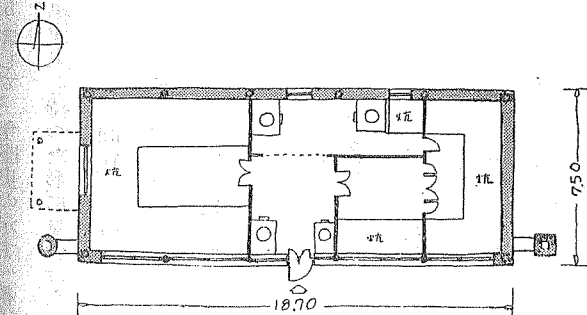
東京城民家



寧安地方胡家炕鋪民家



沙爾鎮民家

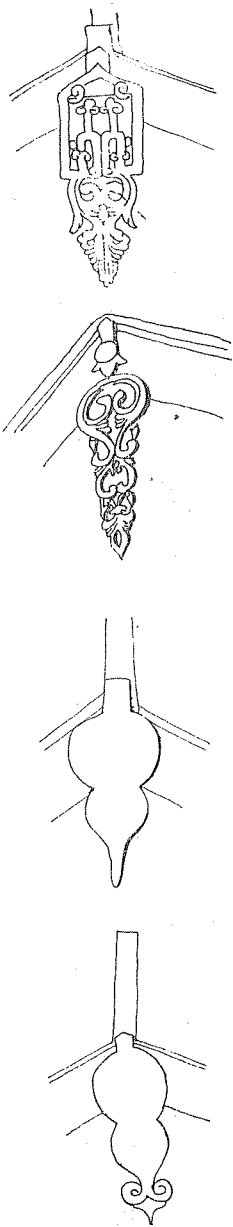


て居りますのも同じ事であります。

三方に炕を採る手法は建物の中の擴がつた結果と相まつて炕に對する自由となりまして南滿では見られない建物の妻の側に南北に長い炕を造つてゐる例などが見られます。

大部漢化された寧安地方の農家を見ますと滿人の持ちます平面の自由さを見出す事が出来るのであります。殊に面白いのは兩側炕の様な中のせまい建物にさへこうした中の廣い時の習慣を無理にやつてゐる例などがあります。

寧安、牡丹江等濱綏線附近と孫吳黑河等北黑線附近と汽車の中から等見て居りまして感じますのは屋根の兩妻の破風板の頂上の處に一般には懸魚の面白い繪様の彫刻が認められます日本の堂宮に見ましても大分立派なものがあります、滿洲各地でも圖の様なものを一寸大きな家になりますと必ず取りついて居ります。



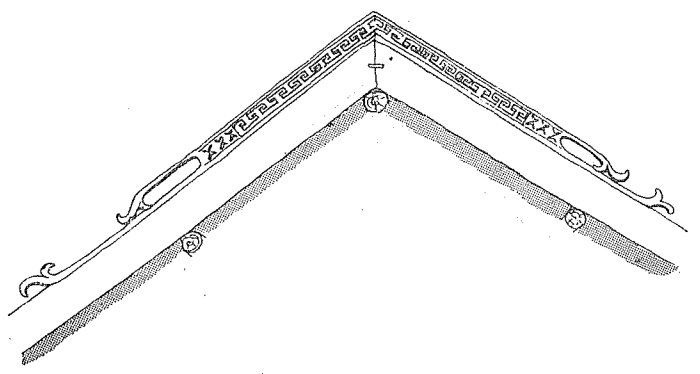
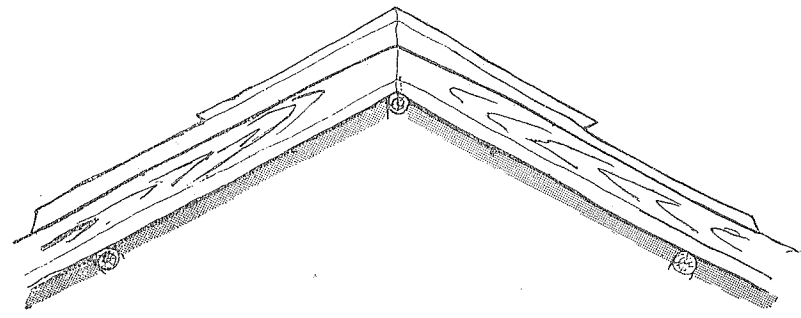
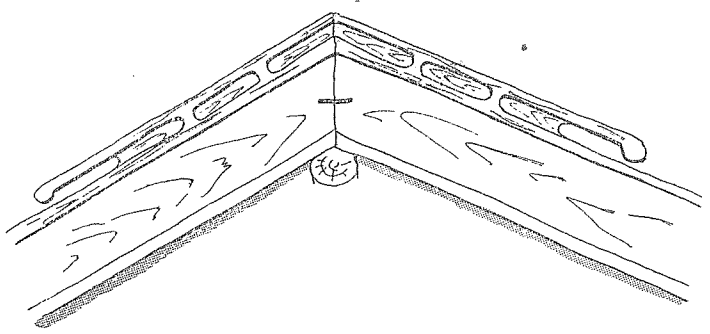
それなのに北黒線になりますと全く懸魚が影をひそめまして、圖の様な破風飾りの彫刻が少し大きな家になりますと見初めます。

チチハルで只一つ兩方ついた家を見た事がありますが一般には決して兩方が認められませんが、支那の廟建物等には二重三重に下り棟を設け豪華な懸魚がありますが、こうしたものの習慣が漢文化と共に這入つて來た影響かと考えて見るとしまして、それなら兩方簡單ながら痕跡を残しそうなものですが、そうでありませんから私は決定はまだ出来ませんが或ひは懸魚が漢人文化の跡で破風飾りは草葺屋根の棟のおさへが厚くなるからそれを押える爲の獨自のものではないかと想像するのであります。そして瓦ですとか土屋根ですとか土系の屋根が漢人によつて習つた方式で滿洲土民は最前にも申上げた様に土地柄から見ても草屋根の百姓であつたのぢやないかと思ひます。蒙古系や「グホール」等は狩獵や牧畜である關係上移動目的の爲に例の包の「ウール」屋根や板葺等の原始的な程度にある様に思ひます。

それからもう一つ北滿地方を旅行しまして點々と心に留まる形式があります。殊に克山地方にはその大群があると云つてもいいのでせう。妻入りの屋根を持つた民家であります。一般に只今の滿人は家と云ふものは妻でない方が正面であると云ふ觀念でありましてこれこそ必要と構造と生活とが最短距離に結ばれた極めて完成された健康な思想であり、つまり傳統の美しさであると信じて居るのであります。

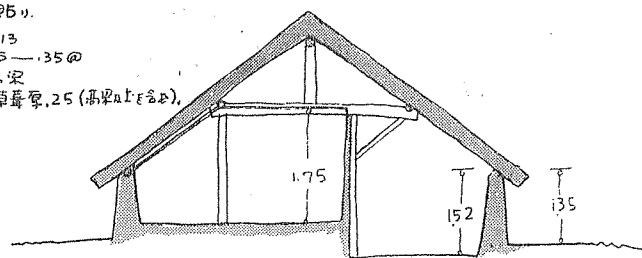
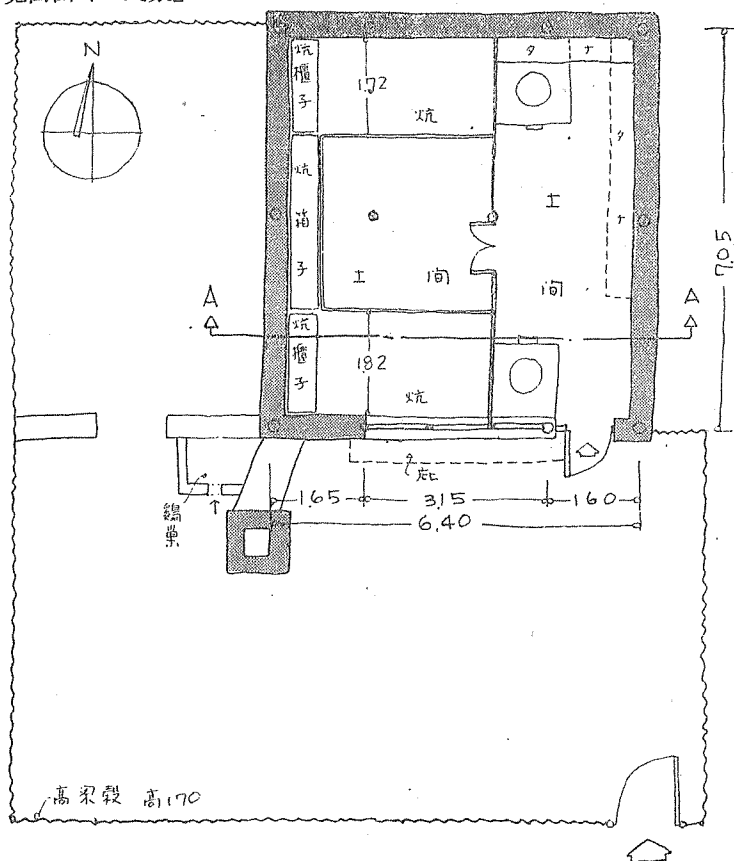
それを打破つて妻入りの家のあるのは不思議なのであります。實際這入つて見ますと極めて非保健的な生活をして居りまして例の克山病も此の種の建物に住む人に多いと聞いて居ります。私は察するに大體が最も輕微な原始的な構

「飾・破 風」(孫吳地方)



滿洲農村の建築

「克山西郊の民家」



天井紙95リ。  
 母屋全13  
 9.4+0.5=3.50  
 野地木梁  
 屋根茅葺葺厚2.25(高野茅葺)

“A-A 断面”

造でもありませんから切妻型屋根以前の開拓當時の家の習慣であるまいかと思ひます。日本でも御承知の通り出雲大社の妻入りの型は天地根元の宮造りと稱し構造の一番幼稚な建物發生の歴史の第一頁であるのであります。

試みに地方の故老に尋ねて見ましたら彼等の口傳の中に家を建てるのには曆をくつて見て善き日善き方角に建てなければならぬが色々の都合でその指示に従ひ兼ねてしまふので極めて假りだと云ふ心持を表現する爲に妻入りの家を作つて家の神様に申譯をするのだと聞いた事があります。そこで建物以前の建物として考えておきませう。此の種の建物は朝鮮にも或ひはその他の國にも同じ様に輕微なものに於て澤山認められます。

次に材料の方面から見るとします。一番自然に對して無理のない材料でままとつてゐるのが農家の特徴であります。此の種の材料で少し人工を加えより程度のいいものとして煉瓦が考えられるのであります。一般農民も煉瓦造を理想的であると考へてはゐるのであります。が何しろ用意なしに出来るものでなし自ら高價にもなりますので農民の經濟からも出發しますれば手早く價安い要求には寧ろ自然に直ちに得られる土と草とで構成する方が便利なのでその方が創められ今日見える様な状態になつてゐるのでありませう。

此の結果は敢て満洲農民に限られたものではなくて世界中に現れてゐる様に文獻には見えます。北部アフリカ印度西部支那等は生土を主材料として居りますが元より乾燥地帯でありますし一應合點が出来るのであります。が雨の相當

に多いと稱されます支那、満洲、朝鮮「ペルシャ」「フランス」「英國」「スペイン」等も土造がある相であります。日本の木造の開放的の建物は氣候がいいのでそんなに自然を拒否する必要もなし、それに溫度が高くて風通しを條

件とする爲寧ろ例外の立場にあるのであります。

それでも嚴然と外界と區切る場合には土藏もありますから土と家とは極めて近い間柄なのでありませう。生土を主要材料とします構造の中で満洲の田舎に見る代表的な二、三、を挙げて見ます。

- 一、叩き固め土壁
- 二、立拉海墻
- 三、拉海墻
- 四、粘土に浸した枯草を踏み固め
- 五、粘土と薪を交互に積む
- 六、土坯子壁

生土と云ひましても地方により大變その性質が異なりますのでこんなに澤山の方法が夫々の土の性質に合せて有るのであります。人が考えた理論の應用からではなくて必要のみが數代に涉つて煮つめられた此れも傳統による型であると解し度いのであります。

(一)は話に聞きますが又私も實驗をしまして好成績を挙げましたが實際農民の施工して居る現場は見た事はありません。

(二)、(三)は大體最北部を残して北滿一體に見られます。禾本科の植物であります草の枯れたのを我々は羊草と稱

して居ります、粘土の糊状の中に浸して豫め用意した横木に引きかけそれを竝べて乾燥させたものが(二)で又それを横にサナダ編の様に組ませて置き竝べ段々積み上げて行くのが(三)であります何れも乾燥しますとしつかりした壁體の下地が出来ますのでそれに壁をつけて行きます。

(四)は洮南白城子で見た事がありました。例の羊草を切つて「スサ」として粘土をねり別に粘土層を煉瓦の様に切り取つて來て兩側に竝べ中にこの粘つた粘土を置いてその上を數人の人が一列に竝んで周壁を踏み乍ら歩いて廻り段々高くして行くのであります。

(五)は木材の多い地方に限り許される方法でありまして或ひはロシヤ系ぢやないかと思はれます、壁の厚さに薪を切り揃へ壁の長さに直角に粘土で積んで行きます、薪の小口の引つかかりを利用して表面の壁を塗りつけて仕上げる工夫として黒河邊で澤山見られます材料は多く要るのですが防寒的には全く効果の多いものでありませう。

(六)は新京以南に一番多く用ひられてゐる方法として粘土を煉瓦の形に乾燥せしめて積み上げて行きます最も勝れた要領のいい構造方法であります。今までに述べました様々の構造も大體が粘土構造でありまして然も水を混ぜて粘ねたものが主體になつて居ります。殊に(一)(三)(四)(五)何れも土自體の厚さが壁厚になつて居ります故に粘土の中の水分が中々乾燥するのに時間がかかるのであります。それが年により雨が多いとか或ひは何かの都合で時期を後れて建設に着手するなどの事がありますと結局乾燥を完了しない中に冬を迎えなければならぬ派目に陥るのであります。乾燥した壁に護られてこそ漸く冬の寒さを凌げますところをこうした濕つた壁になりますと御承知の通り水分は



熱の良導體でもありますし壁は充分の保温を護る事が出来ないと云ふ事になります。此の時に土坯子で行きますと乾燥した土を積むのでありますから此の心配は僻けられるのであります。農家は閑を利用しては若干の土坯子を作つては之を積み重ね乾燥せしめつつ所要の敷を得た時時期を見て着工するなど大變農家らしい方法であります。

土坯子は製作して乾燥して居る頃に雨が降つて毀されてしまふのが缺點であります。

南滿方面など長雨の少ない地方に發達して居りますのも此の關係だろうと思ひます。

洮南鄭家屯等の西の方面からずつと海拉爾地方迄滿人農家に土坯子を見る事が多いのも此の理由だろうと察します。

只今迄で滿洲の原住民の農家についてその平面計畫なり構造材料なり一般を申上たのであります。農家の建具一枚その建付けの工合にもそれが滿洲でなければ初まつて來ない様々の詳細部分を丁寧に觀察する時に發見するのであります。誠に理論や研究から初まつたのでなくて全く無意識の世界でこまでせんじ詰められて來た事實を見出す時などは實に面白く且神祕を感じる事があるのであります。この實例は省略致しまして、次に、滿洲農村の將來を考えます時、時代を畫する、大きな問題がここに課せられてゐる事實を、少しく考えて見たいと思ひます、云ふまでもなく開拓民入植の國策事業の事であり、御承知の通り二十ヶ年百萬戸を入植せしめるのか計畫であります。

第一期五ヶ年 十萬戸

第二期同 二十萬戸

第三期五ヶ年 三十萬戸

第四期同 四十萬戸

かくして日本の農民が滿洲の各地に分布する時、その各々を通して日本の文化が浸潤しまして從來の滿洲民家は何かの形で變化が起る事が豫想されるのであります。又分布される日本の開拓民家屋も從來の日本内地の家屋よりは當然異なつたものが創作される事も當然過ぎる事であり、

それは日本の夏の濕氣と暑氣に對する不快を問題として發達した様式と冬の濕氣を逃がさない様にのみ考えられてある滿洲の建築を綜合して考えて見る時不取敢此の點に於てのみにしても日本の住居そのままを持つて來る不合理が分るのであります。況んやそれが生活全體に向つて即ち營農に於て又衣食に於て自然と最短距離に結ばれた要求を日本人の習慣を以て解決したのが滿洲に於ける開拓民の住居になるのであります。

現在迄入植して居ります開拓民生活を見る時未だどの點に於ても滿洲の風土から生れ出されたものに迄煮つまつて居らず各々郷里の習慣様式にひどく囚れて居るのを見受るのであります。これは元々農家の様式の過程がそれなので否めない事實であります。一方に文化があり學問があるからにはそれを利用してちつとでも早く煮つまつた環境に導きて行き度いと思ふのが農村に意を用ひるものの任務であると思ふのであります。

それから現在又當分、此の開拓民建物は普通の農家の發達の過程と違つて居る性質は、その建設が農家の自然發生的環境に對して計畫的に大量生産的であると云ふ事なのであります。長い將來に向つて滿洲農村の歴史の上には一つ

の特異な時代として残る一部分には違いないのでありますが當分は多少此の影響の残る事の止むを得ないのも察するに難くないのであります。一例を申せば、從來の農民の建物は傳統と習慣に守られて要求と直接に結ばれ而も自然發生的である爲その材料に於て構成に於て全く無理がない、ですから一間房子三百圓で出来る云つてもそれは事實で然も最も満足に生活が充されるのであります。此れを急に大量に造ると假定しますと今までの價のない様な土坯子だからとて數十萬の土坯子の製作は煉瓦よりもつと苦勞であるのであります。即ち一日の雨はたちどころに數十萬の土坯子を流してしまふ、焼いた煉瓦なら大丈夫だと云ふ事であるのであります。こんな理由で土坯子の建物と煉瓦の建物と價に於て同じになつてしまつた例さへあるのを承知して居ります。關東の震災の影響として關東地方一般の草葺の農家は現在は完全に鐵板葺に置き替へられてしまつてゐるのを見受けます。

恐らく崩れた屋根の再建に九月のあの頃では草の蒐集が大量の建設には不可能であつた爲鐵板が不取敢供給せられそれが今では屋根と鐵板との關係が習慣にまで固められてしまつて今日出来る屋根にまでその勢に影響されて居るのぢやないかと思はれます。

開拓農民は農家と云ふものに對してそぐはない環境にあつて建設されて居ると云ふ一種の特別な農家であると云ふ目で見て頂き度いと思ひます。

滿洲土着民とは別な習慣を持ち乍ら滿洲に移住して來た例としてロシア移民の事が考えられます。元よりシベリヤ其の他大體氣象關係が滿洲と同じ性質のものでありませうから日本の場合とは少々異なりませうが滿洲土着よりはす

つと勝れた西洋文化を母體として滿洲に生活を營んで居る事實に對して参考とすべき處のある事を考えるのであります。

主として採煖保溫の形式であります。

滿洲人や日本人も熱源より副射する熱を以て採煖方法として居ります日本の火鉢滿洲の「オンドル」大きな窓からの陽光皆それでありませうそれがロシア人は室内空氣を煖めて空氣の温かさを快する方法であります。ですから煖かい空氣の放出を妨ぐ爲に即ち保溫を條件として家は構造され採煖は工夫されて居ります壁の厚い事、窓の小さい事「ペーチカ」もぬるく長い時間保つ様にと考案されて居るのであります。

日本の生活が何しろ西洋文化によつて養はれて居ります部分が随分ある事も否めない事實であります。そうしたらこんなロシア民家の持つ工夫も開拓民家屋の解決の一部に参考になるのぢやないかと餘談を申上げた次第であります。遂秩序もなく慢談になりました事を御詫び申します。